
西 和 賀 町
下 水 道 事 業
経 営 戦 略

令和8年3月
西和賀町

目 次

第 1 章 経営戦略策定の背景と概要

1-1 経営戦略策定の背景.....	1
1-2 計画期間.....	1

第 2 章 下水道事業の概要

2-1 下水道事業の沿革.....	2
2-2 特定環境保全公共下水道事業の状況.....	3
2-3 農業集落排水事業の状況.....	5
2-4 特定地域生活排水処理事業の状況.....	7
2-5 民間活力の活用等.....	8

第 3 章 将来の事業環境

3-1 特定環境保全公共下水道事業の事業環境.....	9
3-2 農業集落排水事業の事業環境.....	16
3-3 特定地域生活排水処理事業の事業環境.....	23
3-4 処理区域内人口の予測.....	29
3-5 有収水量の予測.....	32
3-6 使用料収入の見通し.....	33
3-7 施設の見通し.....	35
3-8 組織の見通し.....	35

第 4 章 経営の基本方針

4-1 基本方針.....	36
4-2 経営方針.....	36

第 5 章 投資・財政計画（収支計画）

5-1 投資・財政計画（収支計画）.....	37
5-2 計画策定にあたっての説明.....	37
5-3 使用料水準改定シミュレーション.....	40
5-4 計画に未反映の取組や今後の検討予定の取組の概要.....	44
5-5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	45

巻末 投資・財政計画（収支計画）（総務省様式第 2 号）.....	46
-----------------------------------	----

第1章 経営戦略策定の背景と概要

1-1 経営戦略策定の背景

我が国における下水道事業は、その規模の大小を問わず、水洗化人口や使用料収入の減少、下水道施設の老朽化による更新需要の増大、東日本大震災を踏まえた「強靱」さの抜本的な見直し等、厳しい事業環境の変化に対応する必要があります。

本町における下水道事業においても、人口減少社会の進行に伴う使用料収入の減少や下水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大などにより、厳しさを増している状況です。

このような中、将来にわたり安定した下水道事業を運営するために、総務省より「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成26年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長・同公営企業経営室長・同準公営企業室長通知）や「経営戦略の改定推進について」（令和4年1月25日付 総務省自治財政局公営企業課長・同公営企業経営室長・同準公営企業室長通知）が発出され、経営戦略の策定・改定により、経営戦略の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められています。

本業務は、特別会計単位での経営戦略策定が要請されていることから、下水道事業会計全体の経営戦略を策定するものですが、経営戦略策定・改定のガイドラインに従い、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業のそれぞれで投資・財政計画（収支計画）を策定します。

本町においては、中長期的な視点から持続可能な事業運営を図ることを目的に、2017年（平成29年）3月に経営戦略を策定し、これに沿った取り組みを進めてきました。策定から5年以上が経過し、2024年度（令和6年度）には公営企業会計に移行したことから、PDCAサイクル等を通じて、策定内容の見直しを図るべく改定を行いました。

1-2 計画期間

本経営戦略の計画期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間とし、策定内容については、社会情勢や経営状況等の変化を踏まえて、概ね5年毎に見直しを行うものとします。

第2章 下水道事業の概要

下水道は、「浸水防除」、「公衆衛生の向上」、「公共水域の水質保全」という大きな3つの役割があり、美しい自然と人々が健康で快適な生活環境をつくるための欠かせない生活基盤施設です。

本町では、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の3事業を運営しており、町民の日常生活や産業活動に欠かすことができない重要なライフラインとして機能しています。

2-1 下水道事業の沿革

本町の下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の向上などを目的とし、1996年度（平成8年度）に特定環境保全公共下水道事業に着手し、2003年（平成15年）4月1日に供用を開始しました。その後、事業計画の見直しを図りながら整備を進め、現在の処理区域は湯田処理区98ha、沢内処理区98haの合わせて196haとなっており、処理区域内の施設整備は概成している状況となっています。

農業集落排水事業は1998年度（平成10年度）に事業着手し、2003年（平成15年）4月1日に供用を開始しました。現在の処理区域は北川舟地区28haとなっており、処理区域内の施設整備は概成している状況となっています。

特定地域生活排水処理事業は、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の処理区域外を対象として、本町が合併浄化槽の設置と維持管理を実施する事業であり、2003年度（平成15年度）から事業を実施し、2024年度（令和6年度）末で178基の浄化槽が事業で設置されています。また、個人で設置された浄化槽の内45基が町に寄付採納されており、合わせて223基について町で維持管理を行い、使用料を徴収している状況となっています。

2-2 特定環境保全公共下水道事業の状況

(令和7年3月末現在)

- ・処理区域面積：196ha
- ・処理区域内人口：3,257人
- ・水洗便所設置済人口：2,831人
- ・下水管布設延長：56km
- ・年間有収水量：284,413m³/年

①施設の状況

供用開始年月日 (供用開始後年数)	平成15年4月1日 (22年)	法適(全部・財務) 非適の区分	法適(全部)
処理区域内人口密度	16.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2処理区(湯田処理区、沢内処理区)		
処理場数	2箇所(湯田浄化センター、沢内浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	2024年度(令和6年度)に定めたストックマネジメント計画に基づき、最適な施設管理や改築・修繕を実施していきます。 また、2025年度(令和7年度)には、処理水量の減少課題に対処し経営の健全性確保と維持管理業務を効率的に行うために、農業集落排水事業を含めた3処理区の統廃合について検討を行い、沢内処理区は湯田処理区へ統合する方針としました。また、農業集落排水事業の北川舟地区は沢内処理区へ接続し、特定環境保全公共下水道事業に統合する予定です。		

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m ³ まで 1,430円 従量使用料 10m ³ を超えて1m ³ につき ・10m ³ から20m ³ まで143円 ・21m ³ から30m ³ まで154円 ・31m ³ から50m ³ まで165円 ・51m ³ 以上176円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様		
その他の使用料体系の 概要・考え方	臨時用 1m ³ につき 242円		
条例上の使用料 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 2,860円	実質的な使用料 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 3,386円
	令和5年度 2,860円		令和5年度 3,082円
	令和6年度 2,860円		令和6年度 3,418円

③組織

職員数	・ 損益勘定所属職員：3名 ・ 資本勘定所属職員：0名 計：3名 農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業と兼務しています。
事業運営組織	建設水道課（下水道事業会計所属職員3名）が事業運営に当たっており、特定環境保全公共下水道事業から給与を支給する職員数は3名で、内訳は課長代理1名、主査1名、会計年度任用職員1名の配置となっています。

2-3 農業集落排水事業の状況

(令和7年3月末現在)

- ・処理区域面積：28ha
- ・処理区域内人口：324人
- ・水洗便所設置済人口：262人
- ・下水管布設延長：14km
- ・年間有収水量：24,618m³/年

①施設の状況

供用開始年月日 (供用開始後年数)	平成15年4月1日 (22年)	法適(全部・財務) 非適の区分	法適(全部)
処理区域内人口密度	11.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(北川舟地区)		
処理場数	1箇所(北川舟浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	2023年度(令和5年度)に定めた最適整備構想に基づき、最適な施設管理や改築・修繕を実施していきます。 また、2025年度(令和7年度)には、処理水量の減少課題に対処し経営の健全性確保と維持管理業務を効率的に行うために、特定環境保全公共下水道事業との統廃合について検討を行い、将来的に北川舟地区は沢内処理区へ接続し、特定環境保全公共下水道事業に統合する予定です。		

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m³まで 1,430円 従量使用料 10m³を超えて1m³につき ・10m³から20m³まで143円 ・21m³から30m³まで154円 ・31m³から50m³まで165円 ・51m³以上176円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様		
その他の使用料体系の 概要・考え方	臨時用 1m ³ につき 242円		
条例上の使用料 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 2,860円	実質的な使用料 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 3,239円
	令和5年度 2,860円		令和5年度 2,938円
	令和6年度 2,860円		令和6年度 3,353円

職員数	・損益勘定所属職員：0名 ・資本勘定所属職員：0名 計：0名 特定環境保全公共下水道事業に従事する職員が兼務しています。
事業運営組織	建設水道課（下水道事業会計所属職員3名）が事業運営に当たっており、職員数と内訳は特定環境保全公共下水道事業と同一です。

2-4 特定地域生活排水処理事業の状況

(令和7年3月末現在)

- ・処理区域面積：58,850ha
- ・処理区域内人口：1,012人
- ・水洗便所設置済人口：449人
- ・年間有収水量：41,776m³/年

①施設の状況

供用開始年月日 (供用開始後年数)	平成15年9月9日 (22年)	法適(全部・財務) 非適の区分	法適(全部)
処理区域内人口	0.02人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1地区 (特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域外)		
浄化槽設置基数	178基(寄付採納分を含めた維持管理基数223基)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	該当なし		

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	定額制 月額 ・5人槽 4,620円 ・6～7人槽 4,950円 ・8～15人槽 5,170円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	—		
その他の使用料体系の 概要・考え方	—		
条例上の使用料 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 4,620円	実質的な使用料 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 6,116円
	令和5年度 4,620円		令和5年度 5,753円
	令和6年度 4,620円		令和6年度 6,357円

③組織

職員数	・損益勘定所属職員：0名 ・資本勘定所属職員：0名 計：0名 特定環境保全公共下水道事業に従事する職員が兼務しています。
事業運営組織	建設水道課(下水道事業会計所属職員3名)が事業運営に当たっており、職員数と内訳は特定環境保全公共下水道事業と同一です。

2-5 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・下水道処理施設維持管理業務 ・農業集落排水施設維持管理業務 ・浄化槽維持管理業務 ・マンホールポンプ保守点検業務 ・水質検査業務 ・汚泥運搬処理業務 ・脱水汚泥放射能測定業務 ・薬品調達業務 ・電気工作物保安業務 ・消防設備保守点検業務
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし

第3章 将来の事業環境

3-1 特定環境保全公共下水道事業の事業環境

1) 事業収支の状況

2024年度（令和6年度）の事業費用の内訳は右図の通りです。

汚水処理費（使用料として回収すべき経費）は142,440千円であり、一方の使用料収入は44,185千円のため、経費回収率は31.02%となっています。

基準値である100%を大幅に下回っているため、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況にあり、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要になります。

過去5年間における営業収支の状況は下図の通りです。

2024年度に汚水処理費が大きく減少していますが、これは2024年度から公営企業会計に移行したことにより、汚水処理費に含まれる資本費が企業債の元金及び利息から、減価償却費及び利息になったことによるものです。

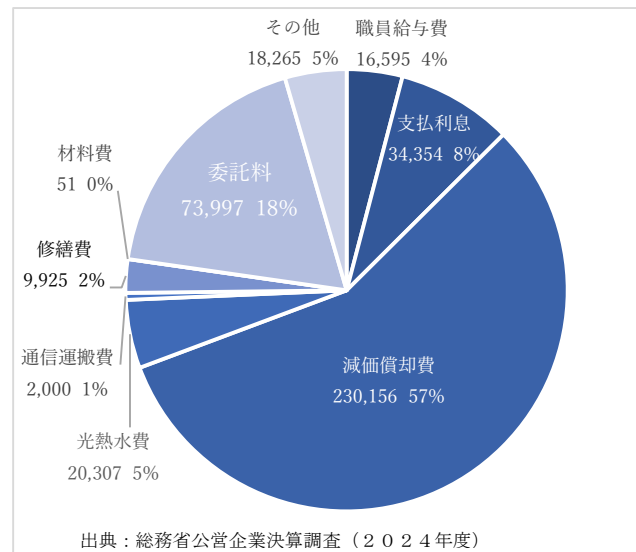


図3-1-1 事業費用の内訳
（特定環境保全公共下水道）

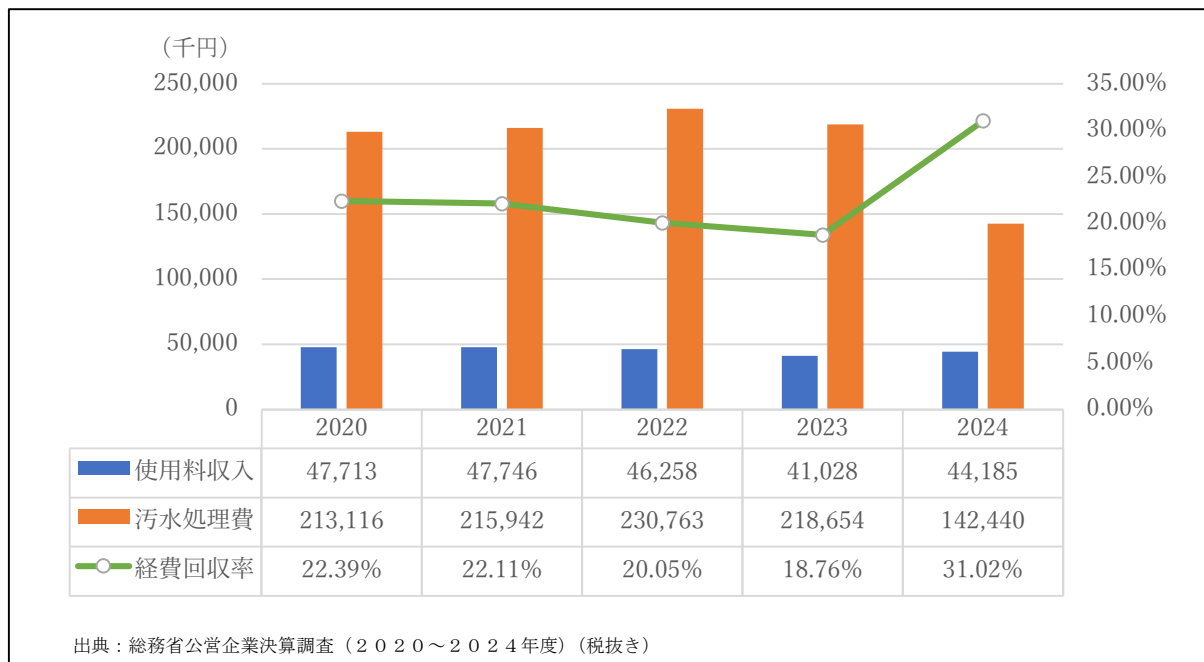


図3-1-2 営業収支の推移（特定環境保全公共下水道）

次に、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である経常収支比率は下図の通りですが、本町では2024年度（令和6年度）が地方公営企業法適用の初年度であり、過去5年間の推移比較はできません。

当該指標が100%以上の場合、単年度収支が黒字であることを示します。

2024年度は88.86%と100%を下回り赤字経営の状況を示唆するため、使用料改定を含め、経営改善に向けた取組が必要となります。

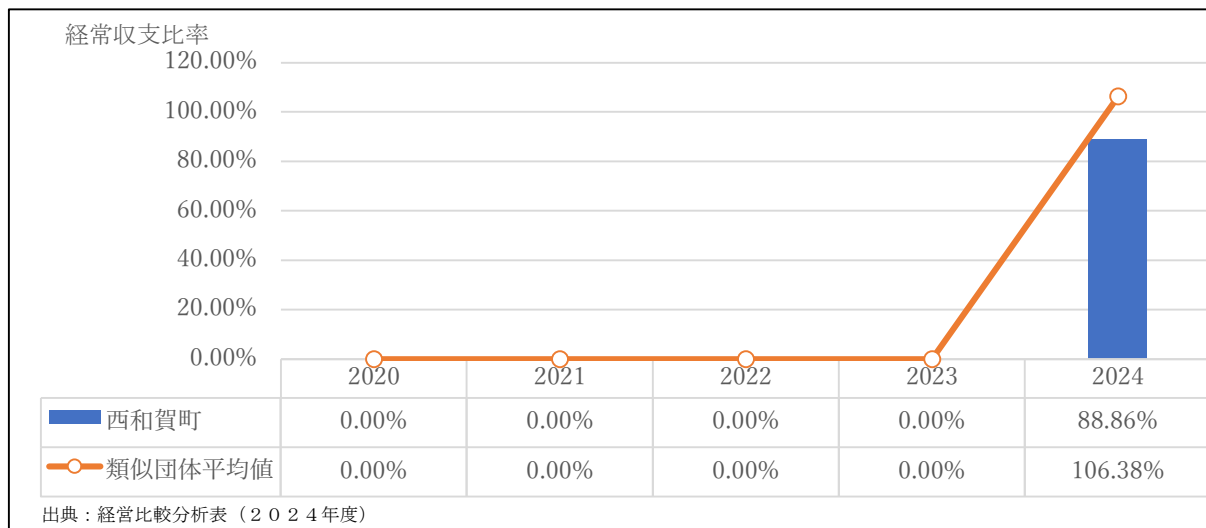


図3-1-3 経常収支比率（特定環境保全公共下水道）

また、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である累積欠損金比率は下図の通りです。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められています。

制度上、地方公営企業法適用の初年度は前年度からの繰越利益剰余金等がない状態であり、純損失が発生すると累積欠損金が発生します。本町は法適用の初年度に純損失が発生したため、累積欠損金が発生しています。

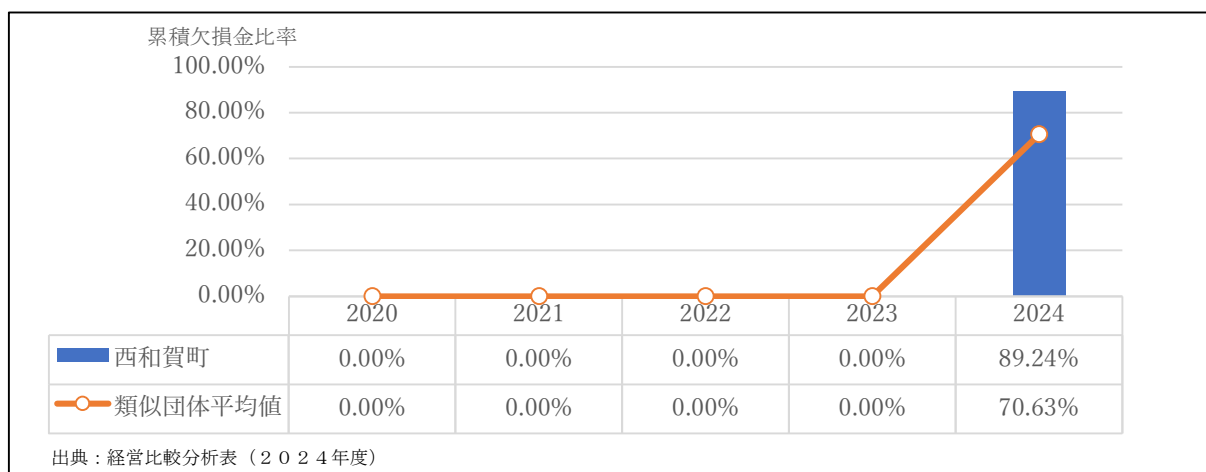


図3-1-4 累積欠損金比率（特定環境保全公共下水道）

2) 事業環境と課題

続いて、特定環境保全公共下水道事業の事業環境について、「流動比率」、「企業債残高対事業規模比率」、「経費回収率」、「汚水処理原価」、「施設利用率」、「水洗化率」、「有形固定資産減価償却率」、「管渠老朽化率」及び「管渠改善率」の9つの経営指標を軸に類似団体との比較分析を実施し、特定環境保全公共下水道事業の課題を整理しました。

本町は2024年度（令和6年度）が地方公営企業法適用初年度であり、「施設利用率」及び「水洗化率」以外は過去5年間の推移比較はできません。

①流動比率

流動比率は、短期的な債務（流動負債）に対する流動資産の割合であり、支払い能力を表す指標です。当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して、支払うことができる現金等（流動資産）がある状況を示す100%以上であることが必要です。

本町は債務支払い高が大きいため、24.09%と100%を大幅に下回っています。

一般的に100%を下回るということは1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払い能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。ただし、流動負債の79%は企業債元金の返済分で占められており、この返済資金は翌年度の資本的支出予算で措置されることから、ただちに資金不足が発生する恐れはありません。

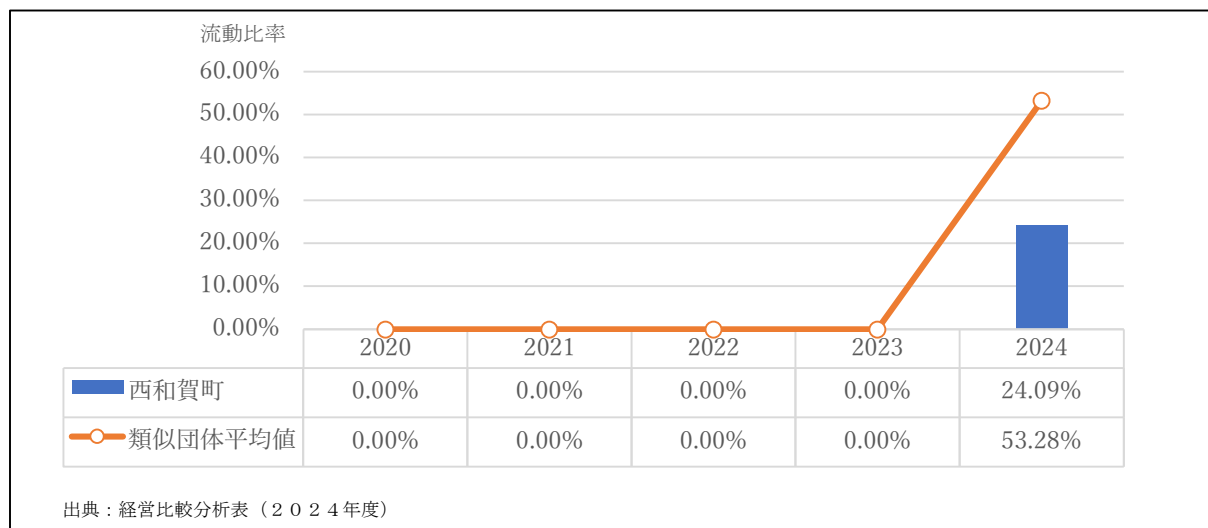


図3-1-5 流動比率（特定環境保全公共下水道）

②企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

本町は5088.09%と、類似団体平均値1,142.44%を大幅に上回っています。地理的条件等により都市部に比較し施設整備に要する経費がかさんだことにより、企業債残高が多額となっており、また、人口減少等に伴う使用料収入が減少している影響で類似団体平均値の約4.5倍の数値となっています。このため、使用料水準の見直しが必要な状況にあります。

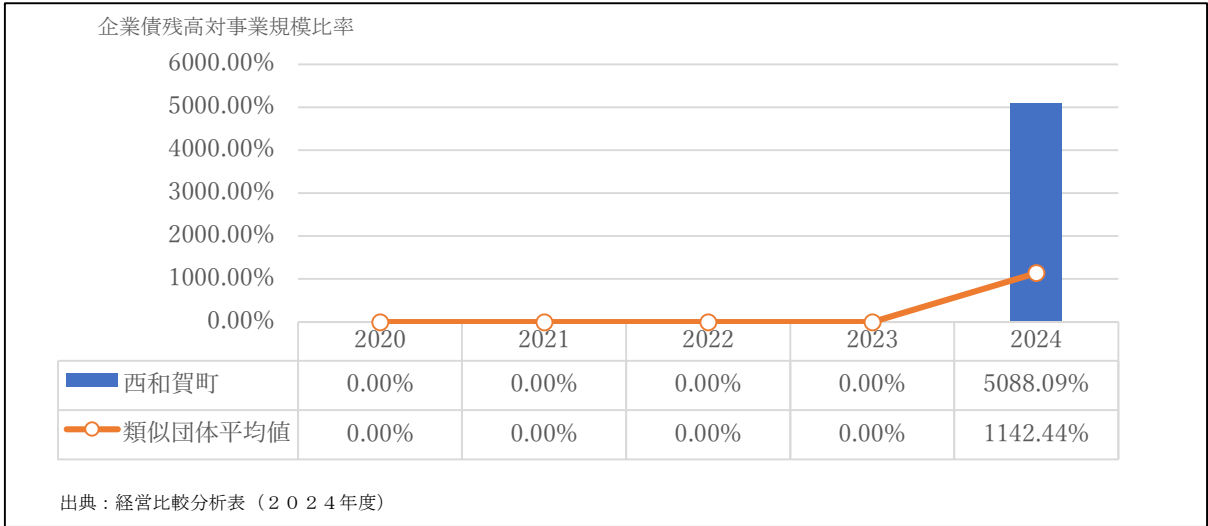


図 3 - 1 - 6 企業債残高対事業規模比率（特定環境保全公共下水道）

③経費回収率

経費回収率は、使用料収入で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表した指標です。当該指標は使用料収入で回収すべき経費を全て使用料収入で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。

2024年度（令和6年度）における本町の値は31.02%と、類似団体平均値66.63%を下回っています。

本町は人口減少等に伴い使用料収入が減少しているなか、特定環境保全公共下水道事業の供用開始以降、下水道使用料が据え置かれていることから、年々増加傾向にある汚水処理費に対する下水道使用料の収入割合が低くなっているため、使用料の見直しが必要となっている状況です。

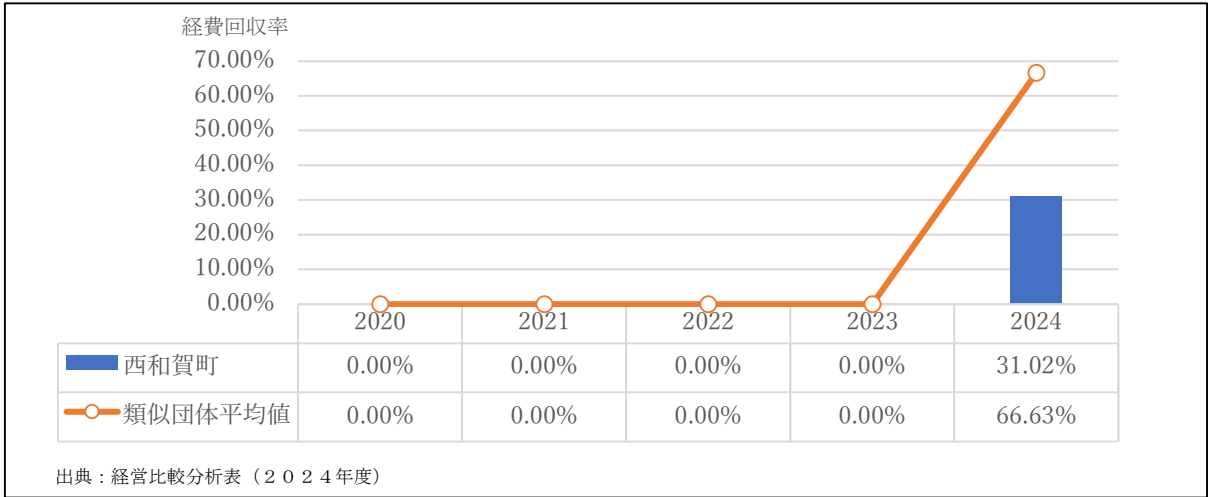


図 3 - 1 - 7 経費回収率（特定環境保全公共下水道）

④汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理に係るコストを表す指標です。本町の汚水処理原価は 500.82 円で類似団体平均値の約 2 倍となっており、後述する施設利用率の低さが経営を圧迫しています。今後、人口減少に伴い有収水量の減少が見込まれていることから、汚水処理原価は上昇する見込みです。そのため、維持管理費の削減や水洗化率の維持・向上を図っていく必要があります。

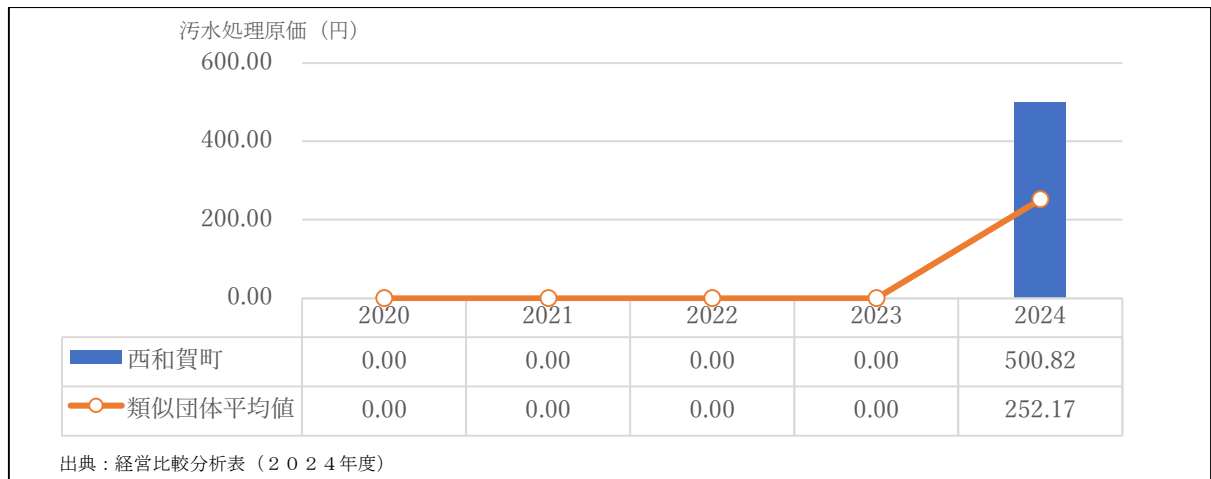


図 3-1-8 汚水処理原価（特定環境保全公共下水道）

⑤施設利用率

施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。数値が低い場合、施設が遊休状態又は過大なスペックとなっている可能性を示唆します。

本町における施設利用率の過去 5 年間の推移はいずれの年度においても、類似団体平均値を大きく下回っており、処理区域内人口の減少が要因と考えられます。そのため、処理区域の統廃合について検討するとともに、接続率の向上を図っていく必要があります。

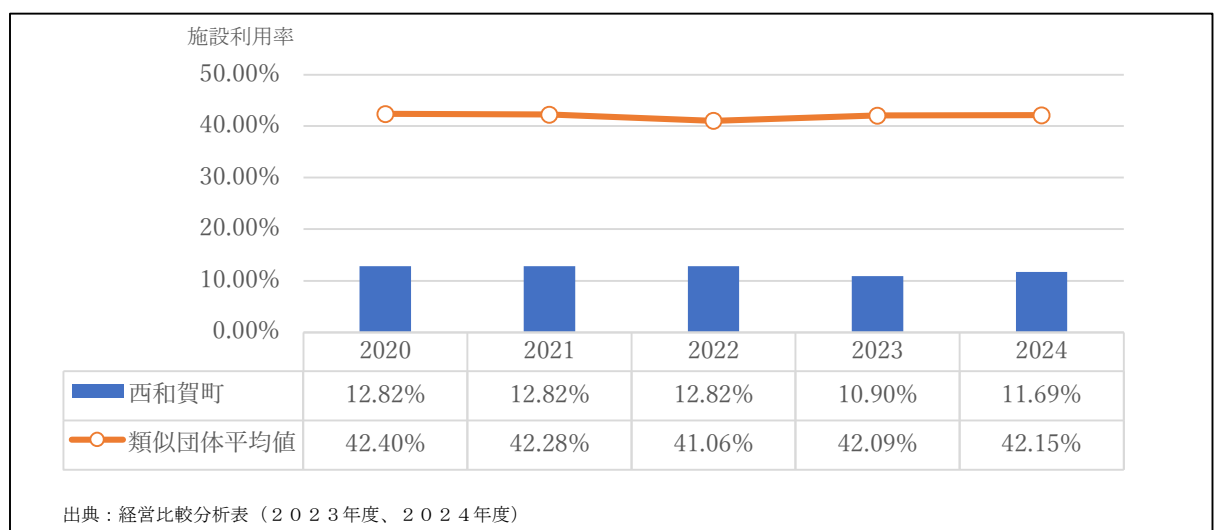


図 3-1-9 施設利用率（特定環境保全公共下水道）

⑥水洗化率

水洗化率は、処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を表す指標です。

本町の水洗化率は、２０２０年度（令和２年度）に８１．２１％であったものが、２０２４年度（令和６年度）では８６．９２％まで向上し、類似団体平均値である８４．２１％を上回っていますが、下水道使用料確保のため引き続き水洗化率の向上に努めていく必要があります。

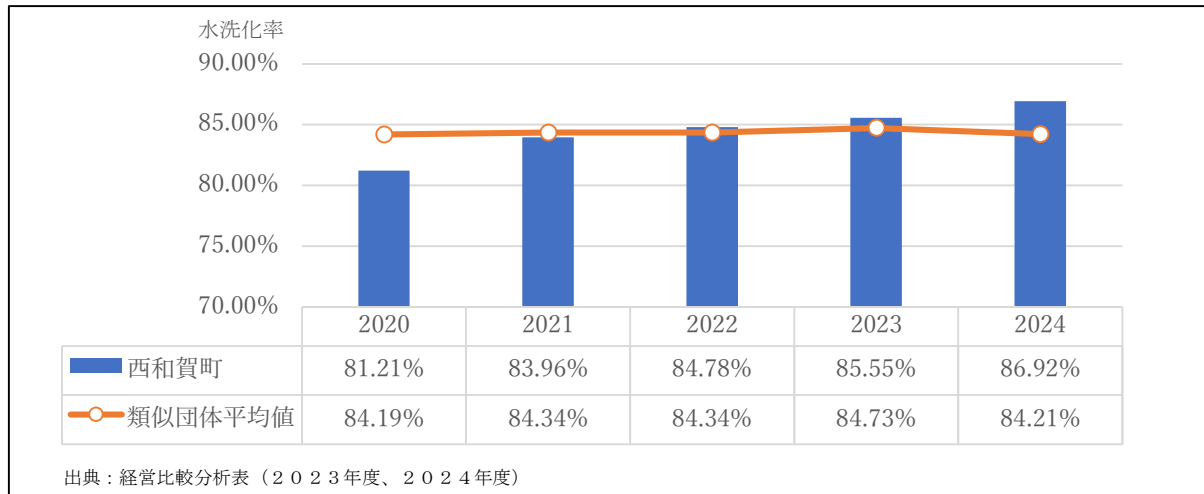


図３－１－１０ 水洗化率（特定環境保全公共下水道）

⑦有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

本町は類似団体平均値よりも低くなっていますが、これは公営企業会計に移行した２０２４年度（令和６年度）が減価償却の初年度として算出されているため、実態より低い値となっているものです。

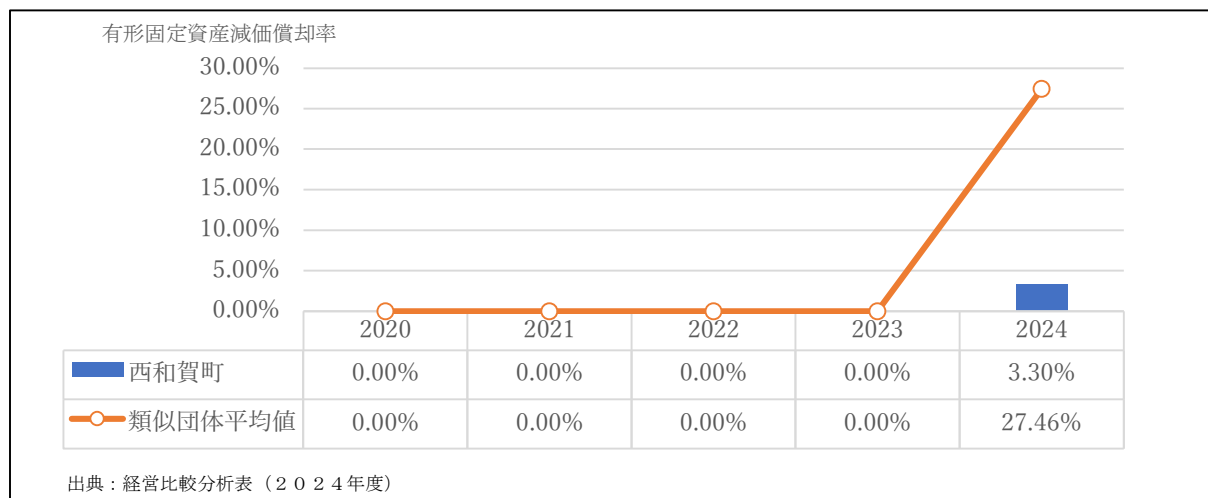


図３－１－１１ 有形固定資産減価償却率（特定環境保全公共下水道）

⑧管渠老朽化率

管渠老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示しています。

本町の特定環境保全公共下水道事業は、供用開始が２００３年（平成１５年）４月であり、供用開始後の経過年数が２２年で耐用年数を超えた管渠がないため、管渠老朽化率は０％となっています。

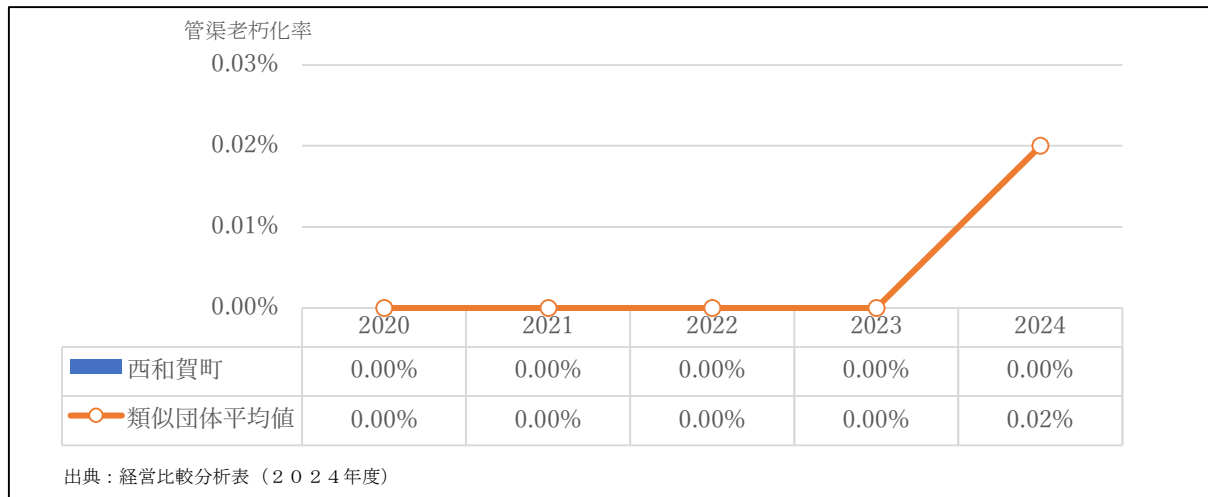


図３－１－１２ 管渠老朽化率（特定環境保全公共下水道）

⑨管渠改善率

管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

本町は更新が必要な管渠老朽化率が０％のため、管渠改善率も０％となっています。

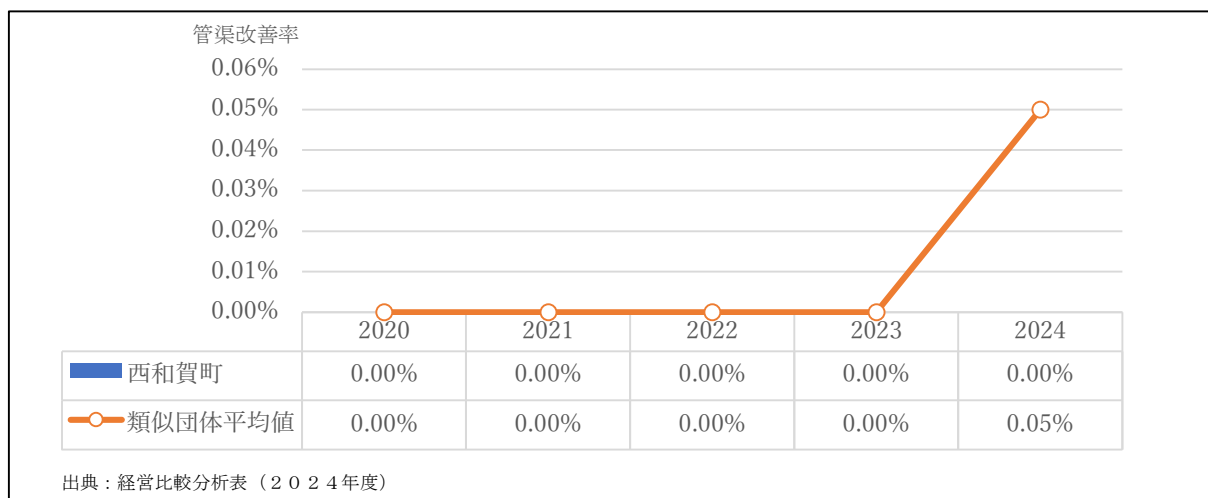


図３－１－１３ 管渠改善率（特定環境保全公共下水道）

3-2 農業集落排水事業の事業環境

1) 事業収支の状況

2024年度（令和6年度）の事業費用の内訳は右図の通りです。

汚水処理費（使用料として回収すべき経費）は6,455千円であり、一方の使用料収入は3,579千円のため、経費回収率は55.45%となっています。

基準値である100%を大幅に下回っているため、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況にあり、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要になります。

過去5年間における営業収支の状況は下図の通りです。

2024年度に汚水処理費が大きく減少していますが、これは2024年度から公営企業会計に移行したことにより、汚水処理費に含まれる資本費が企業債の元金及び利息から、減価償却費及び利息になったことによるものです。

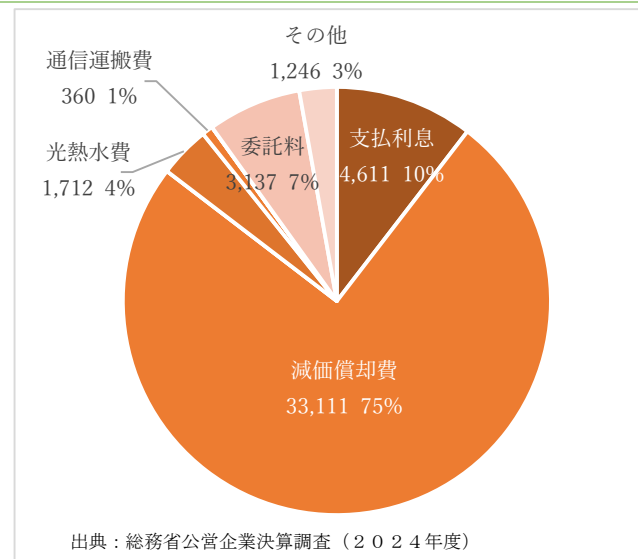


図3-2-1 事業費用の内訳
(農業集落排水)

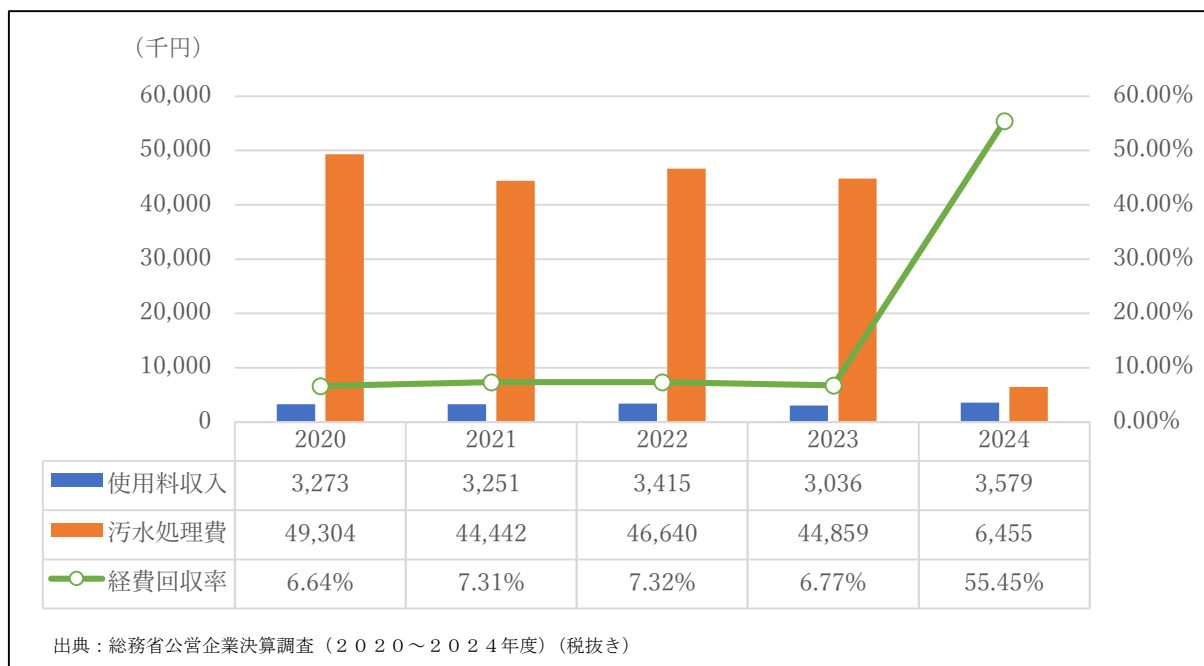


図3-2-2 営業収支の推移（農業集落排水）

次に、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である経常収支比率は下図の通りですが、本町では2024年度（令和6年度）が地方公営企業法適用の初年度であり、過去5年間の推移比較はできません。

当該指標が100%以上の場合、単年度収支が黒字であることを示します。

2024年度は93.58%と100%を下回り赤字経営の状況を示唆するため、使用料改定を含め、経営改善に向けた取組が必要となります。

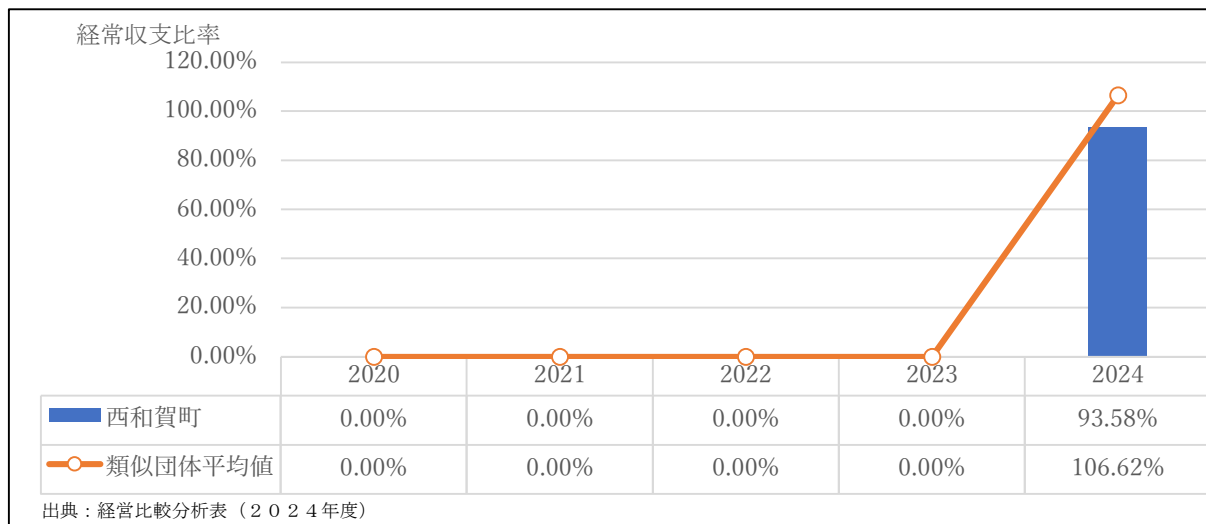


図3-2-3 経常収支比率（農業集落排水）

また、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である累積欠損金比率は下図の通りです。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められています。

制度上、地方公営企業法適用の初年度は前年度からの繰越利益剰余金等がない状態であり、純損失が発生すると累積欠損金が発生します。本町は法適用の初年度に純損失が発生したため、累積欠損金が発生しています。

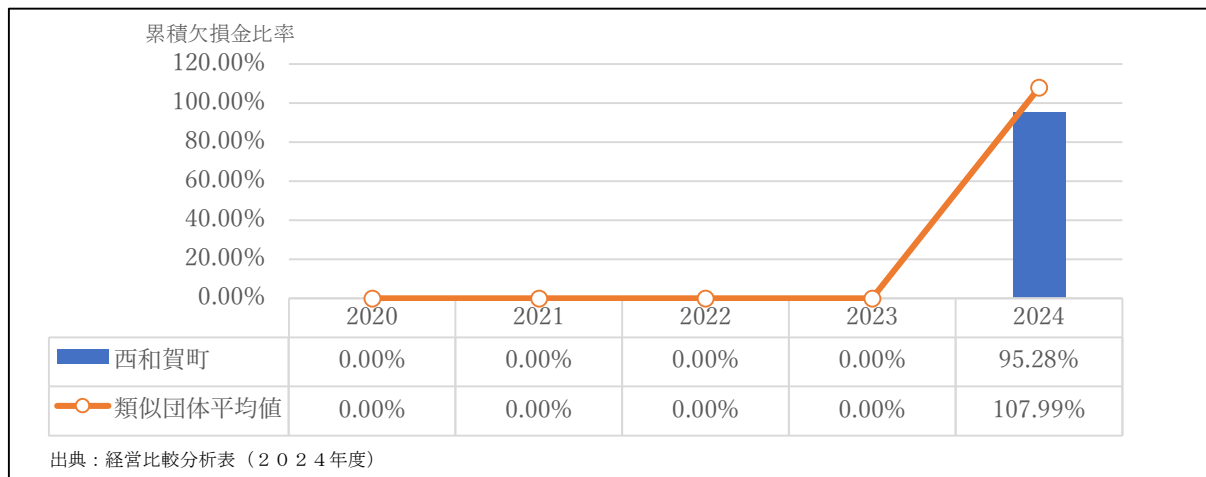


図3-2-4 累積欠損金比率（農業集落排水）

2) 事業環境と課題

続いて、農業集落排水事業の事業環境について、「流動比率」、「企業債残高対事業規模比率」、「経費回収率」、「汚水処理原価」、「施設利用率」、「水洗化率」、「有形固定資産減価償却率」、「管渠老朽化率」及び「管渠改善率」の9つの経営指標を軸に類似団体との比較分析を実施し、農業集落排水事業の課題を整理しました。

本町は2024年度（令和6年度）が地方公営企業法適用初年度であり、「施設利用率」及び「水洗化率」以外は過去5年間の推移比較はできません。

①流動比率

流動比率は、短期的な債務（流動負債）に対する流動資産の割合であり、支払い能力を表す指標です。当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して、支払うことができる現金等（流動資産）がある状況を示す100%以上であることが必要です。

本町は債務支払い高が大きいため、32.73%と100%を大幅に下回っています。

一般的に100%を下回るということは1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払い能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。ただし、流動負債の97%は企業債元金の返済分で占められており、この返済資金は翌年度の資本的支出予算で措置されることから、ただちに資金不足が発生する恐れはありません。

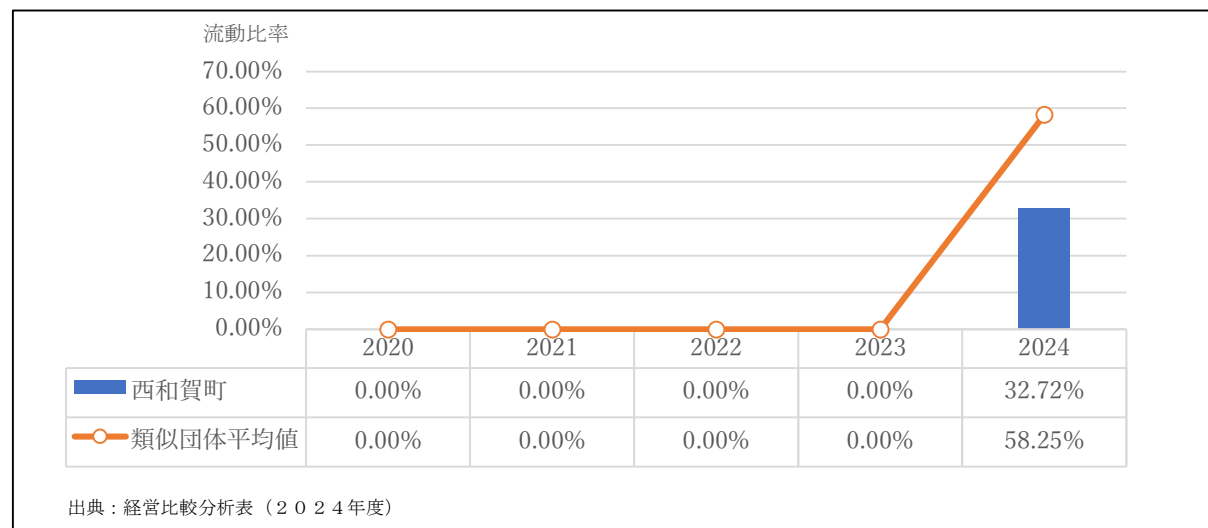


図3-2-5 流動比率（農業集落排水）

②企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

本町は5176.98%と、類似団体平均値791.46%を大幅に上回っています。

地理的条件等により都市部に比較し施設整備に要する経費がかさんだことにより、企業債残高が多額となっており、また、人口減少等に伴う使用料収入が減少している影響で類似団体平均値の約6.5倍の数値となっています。このため、使用料水準の見直しが必要な状況にあります。

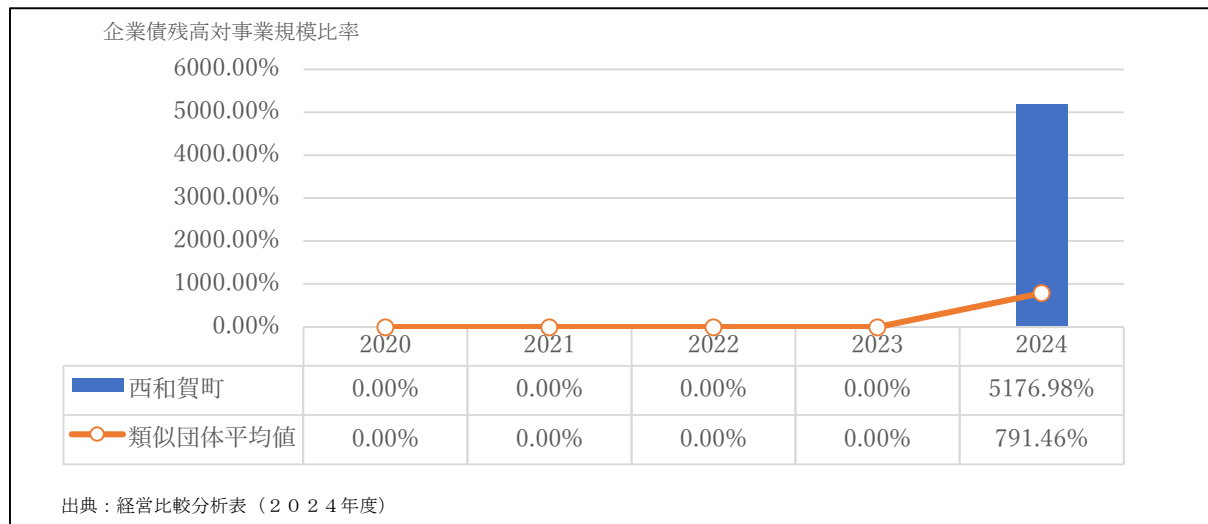


図3-2-6 企業債残高対事業規模比率（農業集落排水）

③経費回収率

経費回収率は、使用料収入で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表した指標です。当該指標は使用料収入で回収すべき経費を全て使用料収入で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。

2024年度（令和6年度）における本町の値は55.45%と、類似団体平均値47.96%を上回っていますが、回収すべき経費を使用料収入で賄えていない状況にあります。

本町は人口減少等に伴い使用料収入が減少しているなか、農業集落排水事業の供用開始以降、下水道使用料が据え置かれていることから、年々増加傾向にある汚水処理費に対する下水道使用料の収入割合が低くなっているため、使用料の見直しが必要となっている状況です。

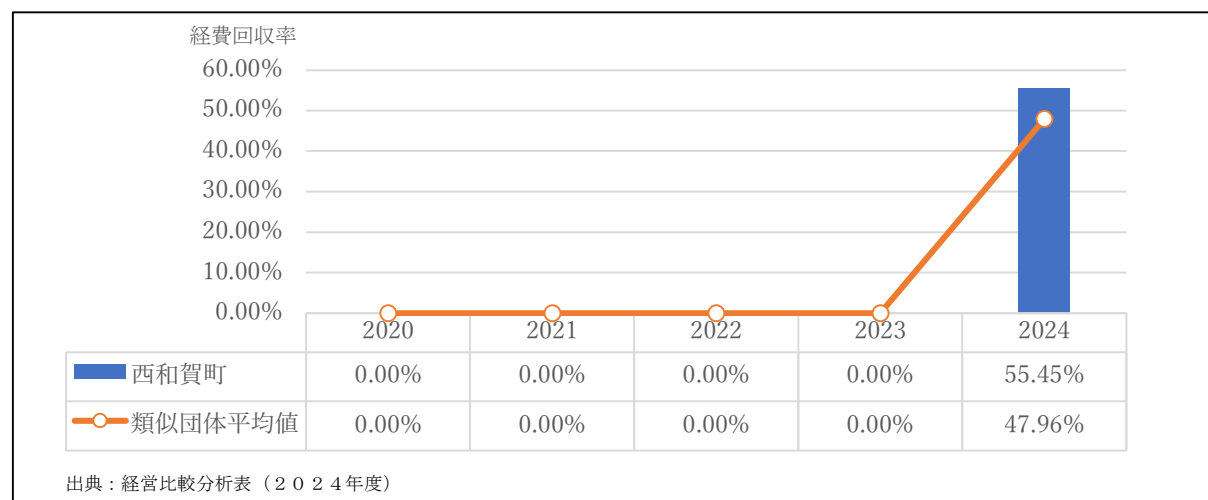


図3-2-7 経費回収率（農業集落排水）

④汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理に係るコストを表す指標です。本町の汚水処理原価は 262.21 円で類似団体平均値よりもやや低い水準となっており、特定環境保全公共下水道と比較し良好な値となっています。今後、人口減少に伴い有収水量の減少が見込まれていることから、汚水処理原価は上昇する見込みです。そのため、維持管理費の削減や水洗化率の維持・向上を図っていく必要があります。

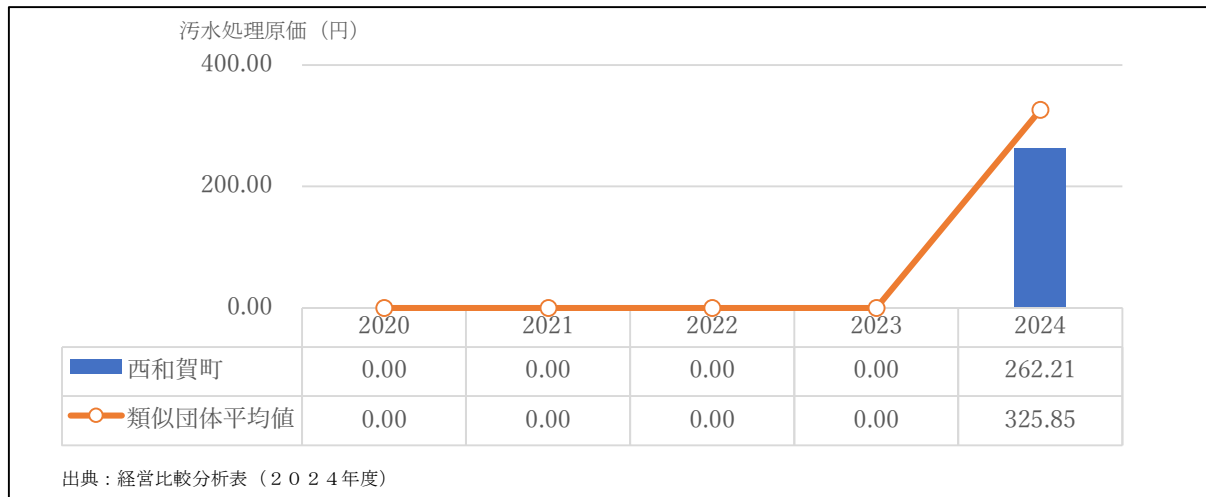


図 3-2-8 汚水処理原価（農業集落排水）

⑤施設利用率

施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。数値が低い場合、施設が遊休状態又は過大なスペックとなっている可能性を示唆します。

本町においては、施設利用率を類似団体平均値と比較できる 2023 年度（令和 5 年度）及び 2024 年度（令和 6 年度）と比較すると、当該指標は高い水準にあります。

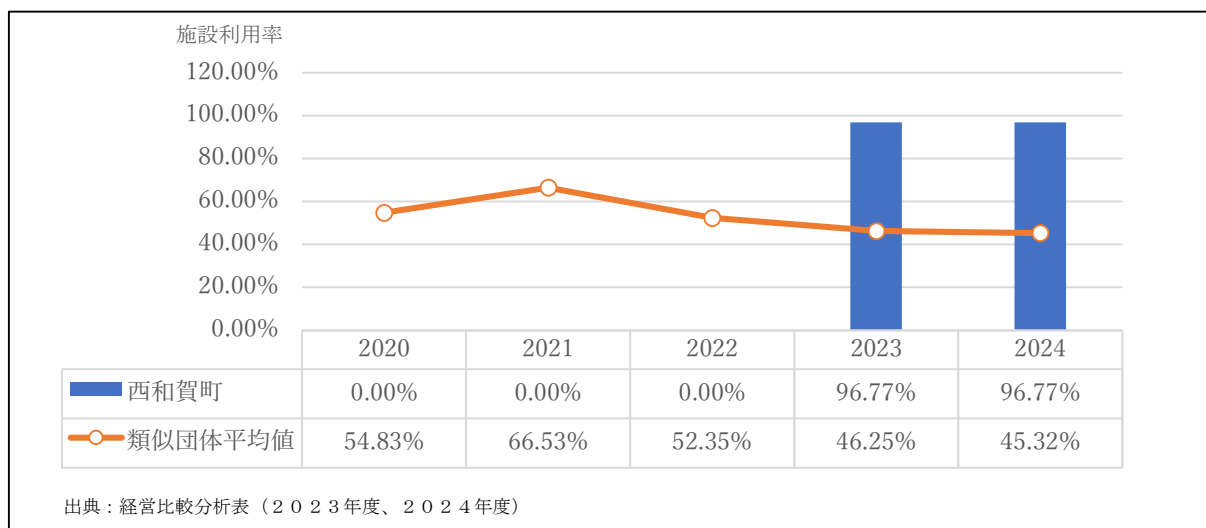


図 3-2-9 施設利用率（農業集落排水）

⑥水洗化率

水洗化率は、処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を表す指標です。

本町の水洗化率は、2020年度（令和2年度）に75.59%であったものが、2024年度（令和6年度）では80.86%まで向上していますが、類似団体平均値である83.54%を2.7%下回っており、下水道使用料確保のため引き続き水洗化率の向上に努めていく必要があります。

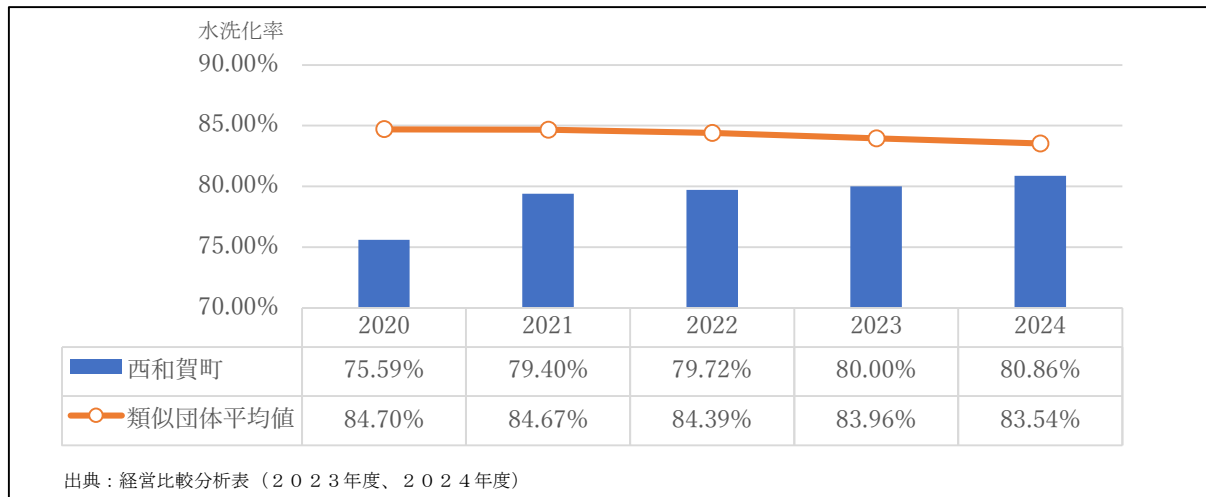


図3-2-10 水洗化率（農業集落排水）

⑦有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

本町は類似団体平均値よりも低くなっていますが、これは公営企業会計に移行した2024年度（令和6年度）が減価償却の初年度として算出されているため、実態より低い値となっているものです。

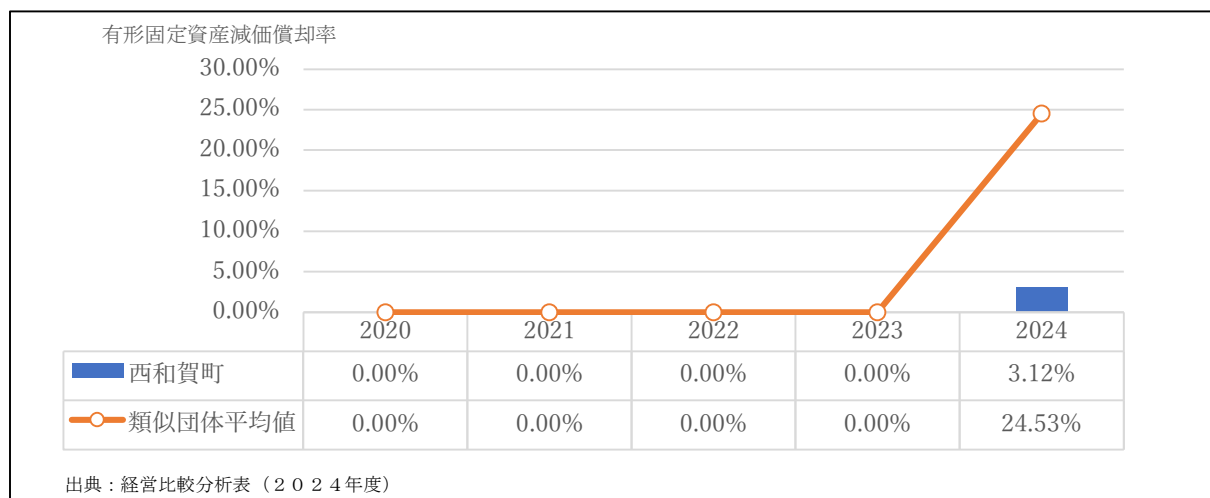


図3-2-11 有形固定資産減価償却率（農業集落排水）

⑧管渠老朽化率

管渠老朽化率は、法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示しています。

本町の農業集落排水事業は、供用開始が２００３年（平成１５年）４月であり、供用開始後の経過年数が２２年で耐用年数を越えた管渠がないため、管渠老朽化率は０％となっています。

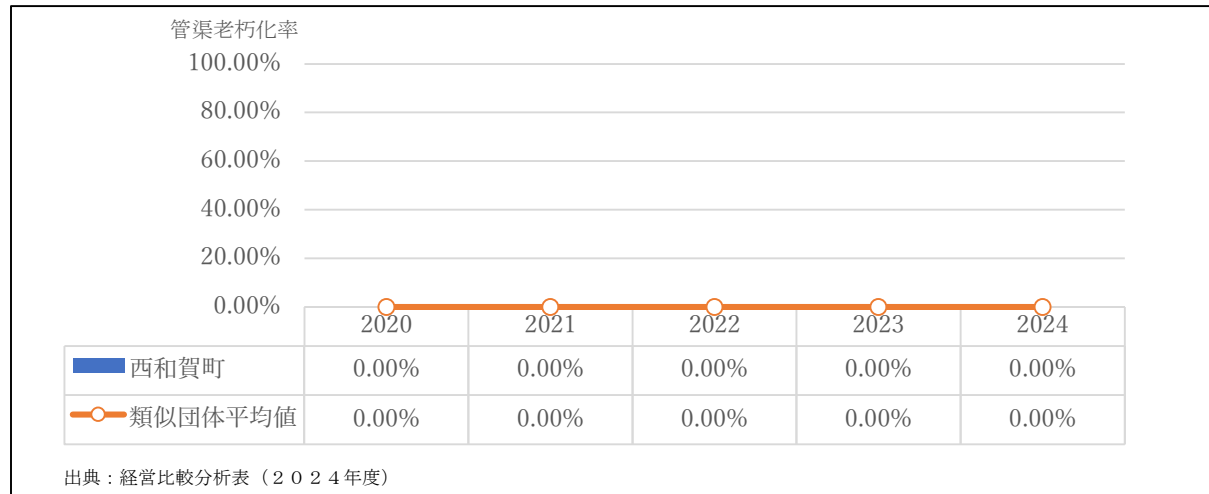


図３－２－１２ 管渠老朽化率（農業集落排水）

⑨管渠改善率

管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

本町は更新が必要な管渠老朽化率が０％のため、管渠改善率も０％となっています。

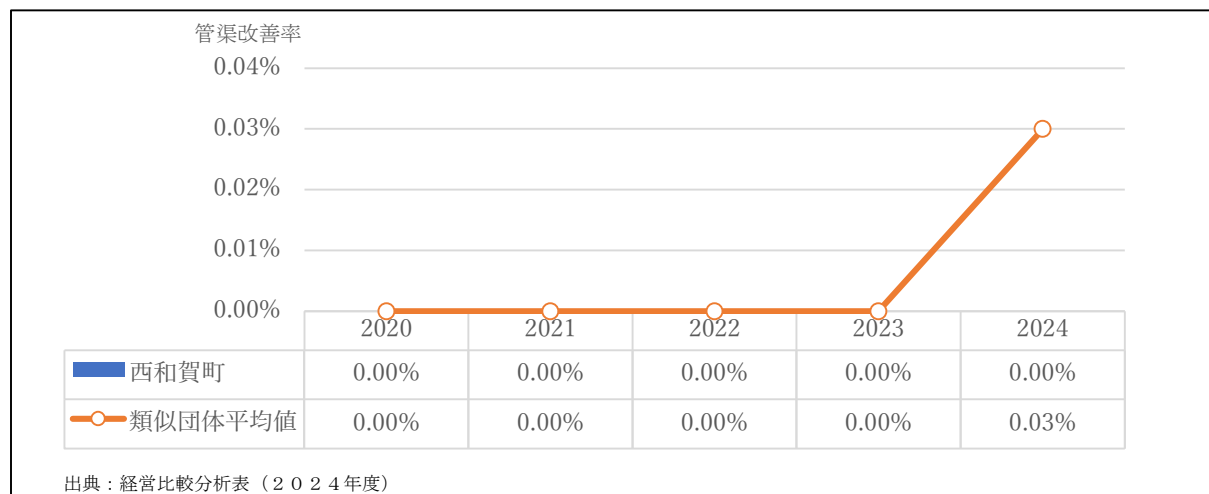


図３－２－１３ 管渠改善率（農業集落排水）

3-3 特定地域生活排水処理事業の事業環境

1) 事業収支の状況

2024年度（令和6年度）の事業費用の内訳は右図の通りです。

汚水処理費（使用料として回収すべき経費）は18,069千円であり、一方の使用料収入は12,072千円のため、経費回収率は66.81%となっています。

基準値である100%を大幅に下回っているため、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況にあり、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要になります。

過去5年における営業収支の状況は下図の通りです。

使用料収入が減少傾向にあるなか、汚水処理費は増加しているため、経費回収率は減少傾向にあります。なお、2024年度の汚水処理費増加は公営企業会計に移行したことによる、汚水処理費の算定方法が見直されたことが影響しています。

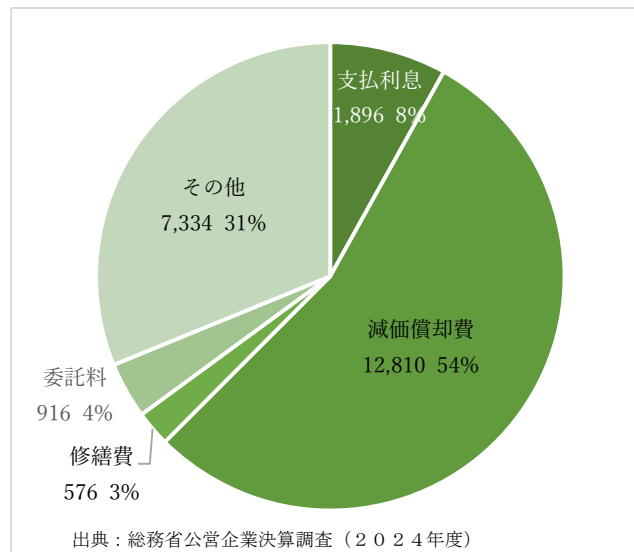


図3-3-1 事業費用の内訳
(特定地域生活排水処理)

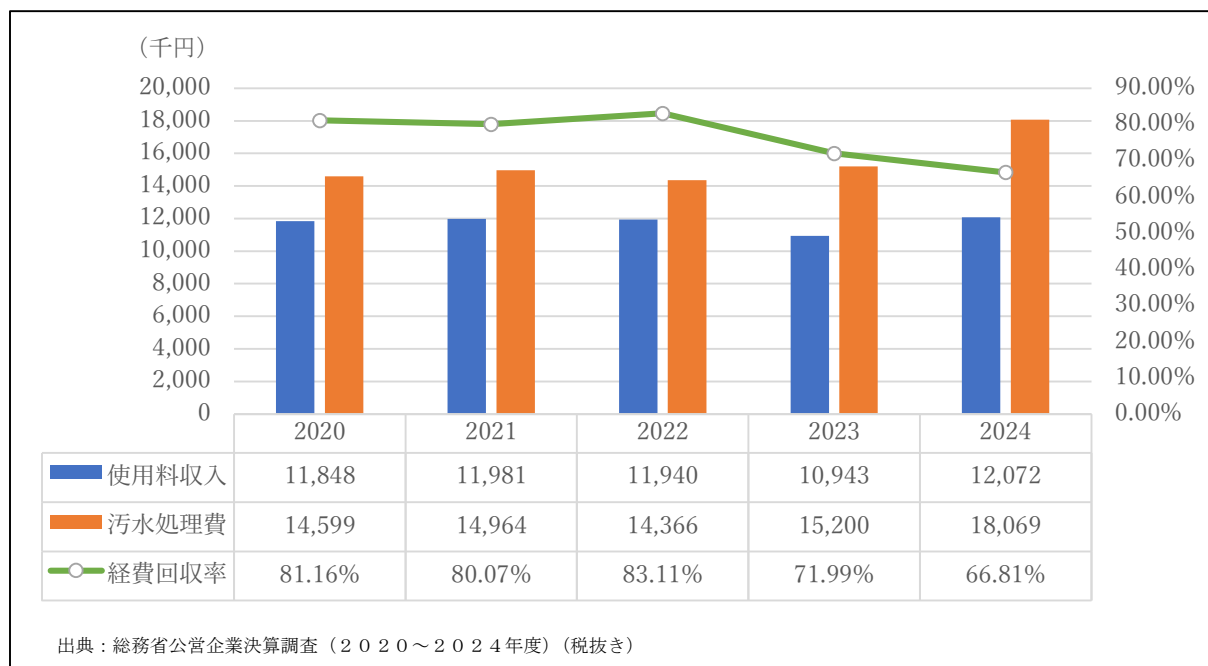


図3-3-2 営業収支の推移（特定地域生活排水処理）

次に、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である経常収支比率は下図の通りですが、本町では2024年度（令和6年度）が地方公営企業法適用の初年度であり、過去5年間の推移比較はできません。

当該指標が100%以上の場合、単年度収支が黒字であることを示します。

2024年度は78.85%と100%を下回り赤字経営の状況を示唆するため、使用料改定を含め、経営改善に向けた取組が必要となります。

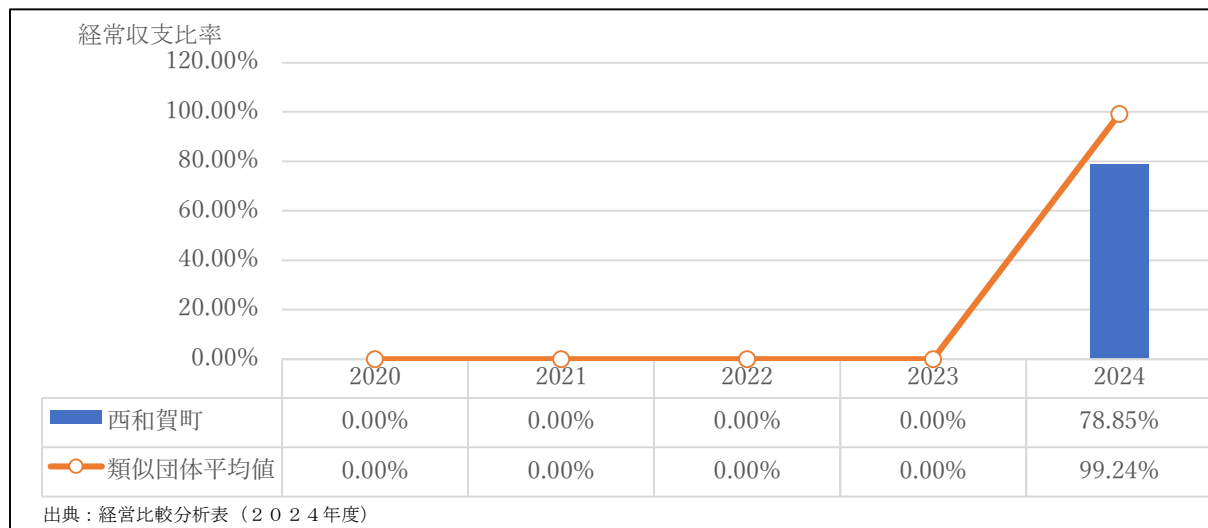


図3-3-3 経常収支比率（特定地域生活排水処理）

また、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である累積欠損金比率は下図の通りです。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められています。

制度上、地方公営企業法適用の初年度は前年度からの繰越利益剰余金等がない状態であり、純損失が発生すると累積欠損金が発生します。本町は法適用の初年度に純損失が発生したため、累積欠損金が発生しています。

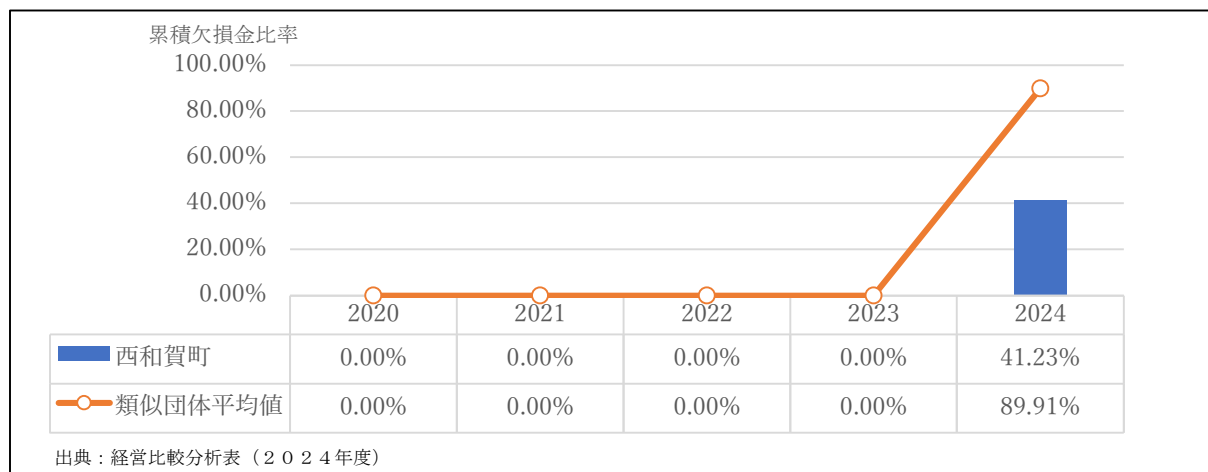


図3-3-4 累積欠損金比率（特定地域生活排水処理）

2) 事業環境と課題

続いて、特定地域生活排水処理事業の事業環境について、「流動比率」、「企業債残高対事業規模比率」、「経費回収率」、「汚水処理原価」、「施設利用率」、「水洗化率」、「有形固定資産減価償却率」の7つの経営指標を軸に類似団体との比較分析を実施し、特定地域生活排水処理事業の課題を整理しました。

本町は2024年度（令和6年度）が地方公営企業法適用初年度であり、「施設利用率」以外は過去5年間の推移比較はできません。

①流動比率

流動比率は、短期的な債務（流動負債）に対する流動資産の割合であり、支払い能力を表す指標です。当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して、支払うことができる現金等（流動資産）がある状況を示す100%以上であることが必要です。

本町は類似団体平均値よりもやや低い水準となっています。100%を下回っているため、短期的な資金繰りにやや余裕がない状況といえますが、極端に低い水準ではないため、ただちに危険という水準ではありません。

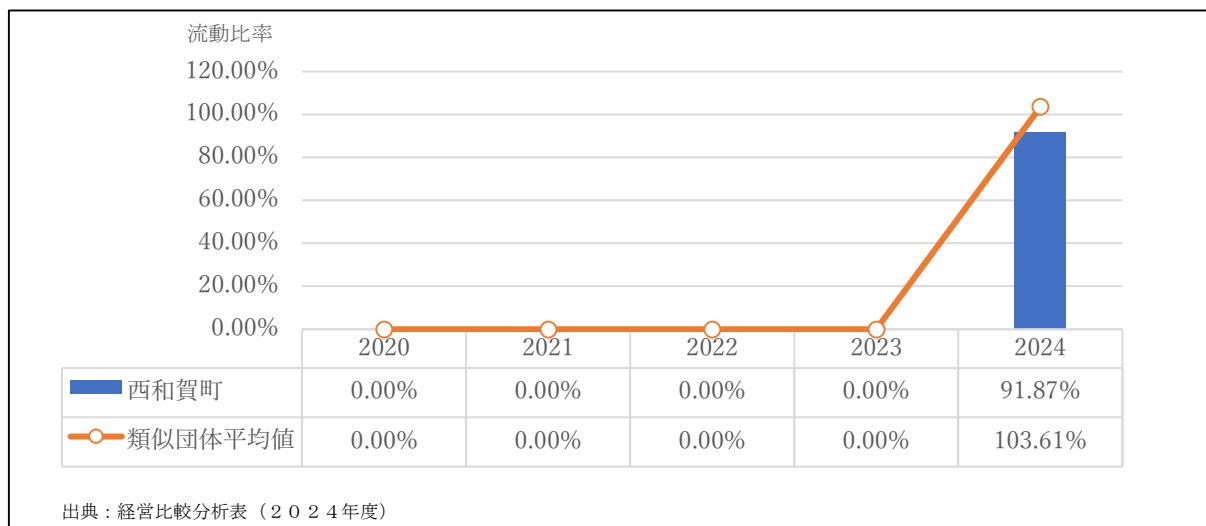


図3-3-5 流動比率（特定地域生活排水処理）

②企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

本町は1242.44%と、類似団体平均値368.83%を大幅に上回っており、企業債の依存度が相対的に高い状況にあるといえます。また、世帯数減少に伴う使用料収入の減少を視野に入れると、使用料水準の見直しが必要な状況にあります。

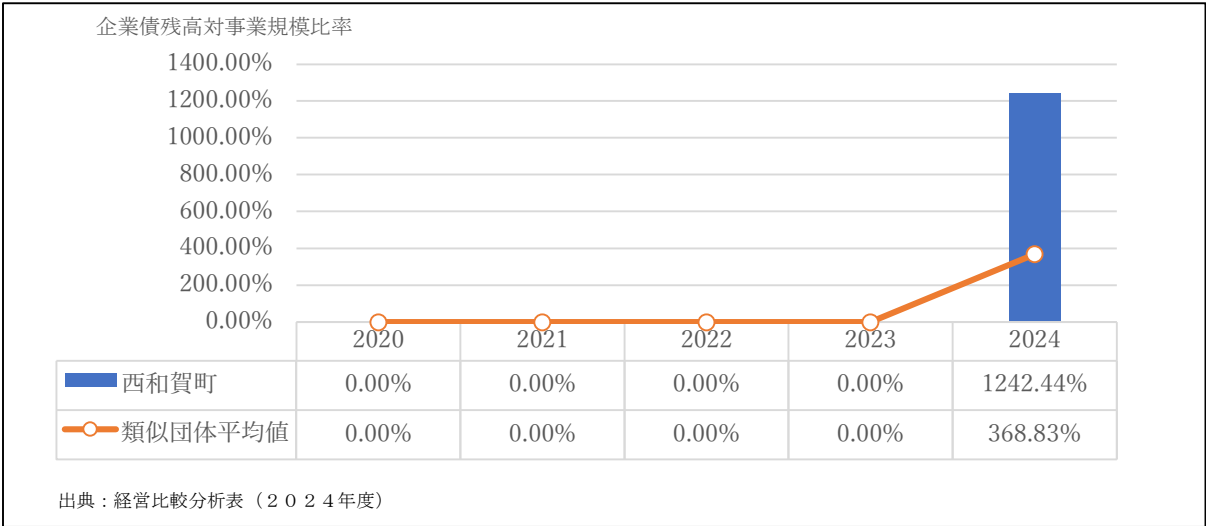


図 3 - 3 - 6 企業債残高対事業規模比率（特定地域生活排水処理）

③経費回収率

経費回収率は、使用料収入で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表した指標です。当該指標は使用料収入で回収すべき経費を全て使用料収入で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。

2024年度（令和6年度）における本町の値は66.81%と、類似団体平均値53.25%を上回っていますが、回収すべき経費を使用料収入で賄えていない状況にあります。

本町は今後、世帯数の減少に伴う使用料収入の減少と汚水処理原価の上昇が見込まれるなか、特定地域生活排水処理事業の供用開始以降、下水道使用料が据え置かれていることから、汚水処理費に対する下水道使用料の収入割合が低下するため、使用料の見直しが必要となっている状況です。

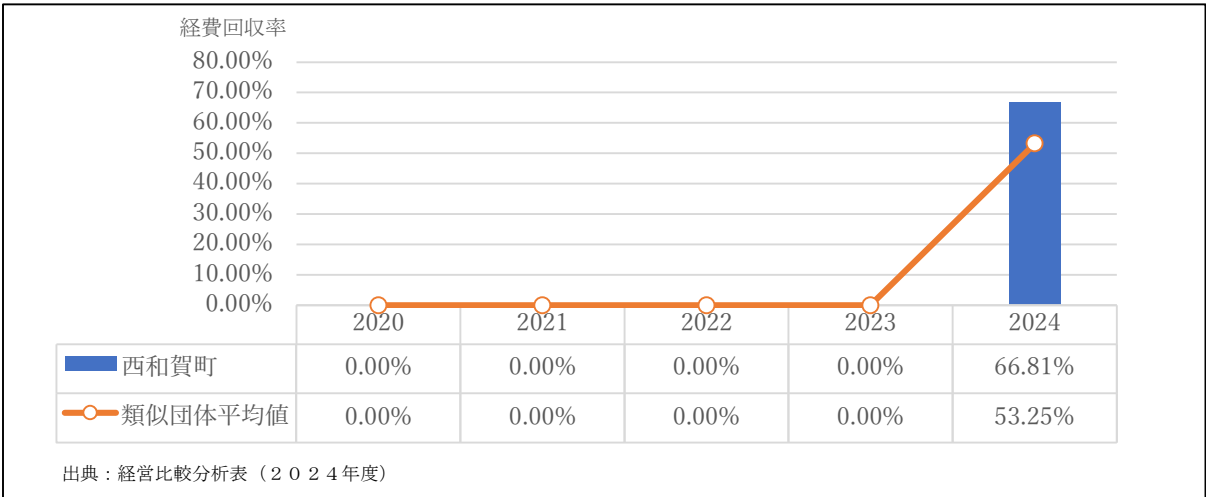


図 3 - 3 - 7 経費回収率（特定地域生活排水処理）

④汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理に係るコストを表す指標です。本町の汚水処理原価は 432.52 円で類似団体平均値よりも高い水準となっています。今後、経年劣化等に伴う維持管理費の増加により、汚水処理原価は上昇する見込みです。そのため、維持管理費の削減や合併浄化槽の普及率向上を図る必要があります。

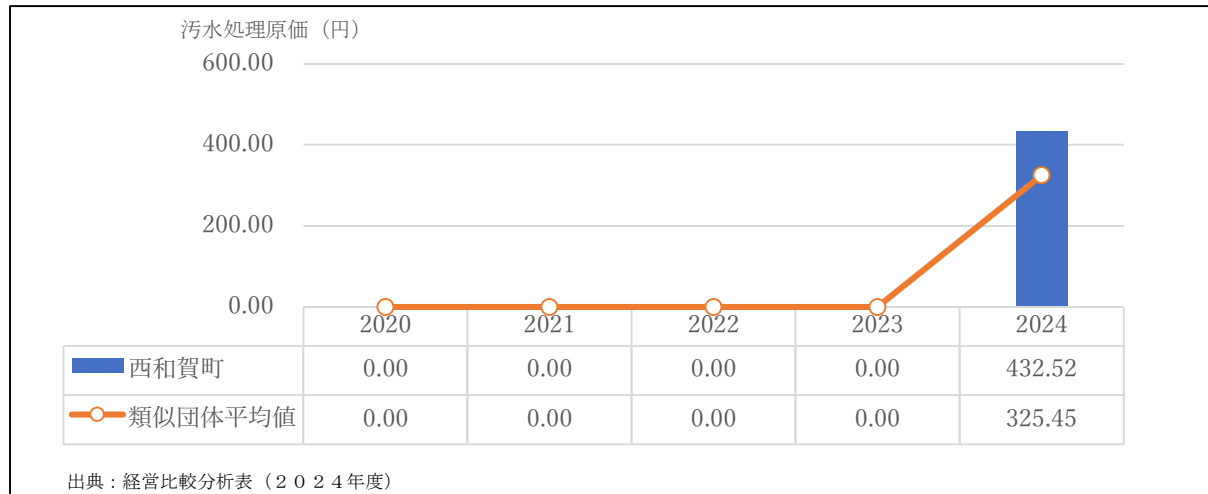


図 3-3-8 汚水処理原価（特定地域生活排水処理）

⑤施設利用率

施設利用率は、特定地域生活排水処理区域内の世帯数に対する、合併浄化槽設置世帯数の割合であり、事業の利用状況や適正規模を判断する指標です。

本町における施設利用率の過去 5 年間は概ね横ばいで推移しており、直近では類似団体平均値よりも高い水準を示していますが、下水道使用料確保のため引き続き合併浄化槽の普及率向上に努めていく必要があります。

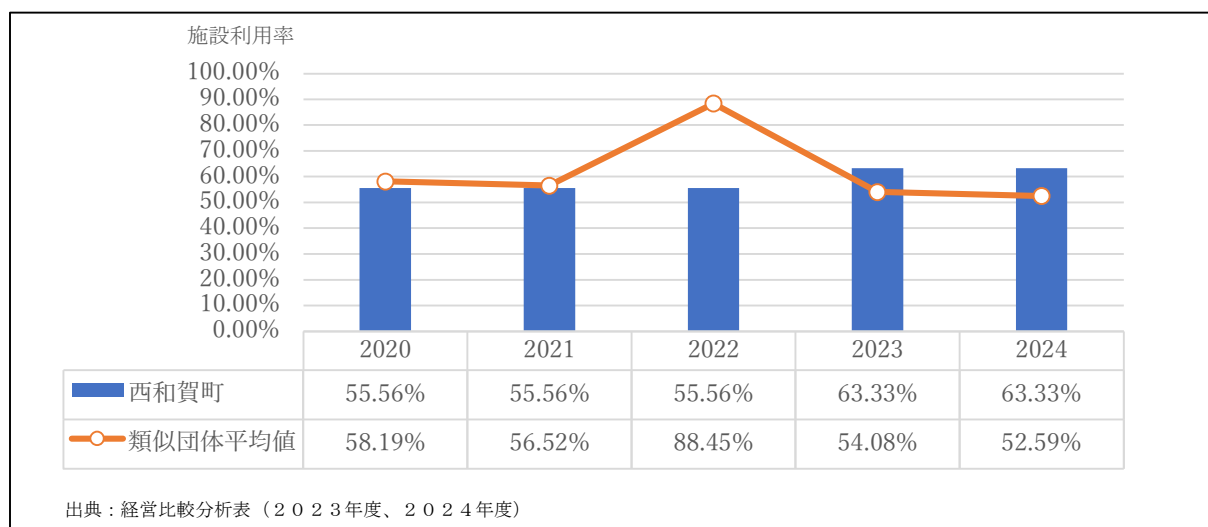


図 3-3-9 施設利用率（特定地域生活排水処理）

⑥水洗化率

水洗化率は、処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を表す指標です。

本町の水洗化率は44.37%で類似団体平均値よりも大幅に下回っているため、引き続き合併浄化槽の普及率向上に努めていく必要があります。

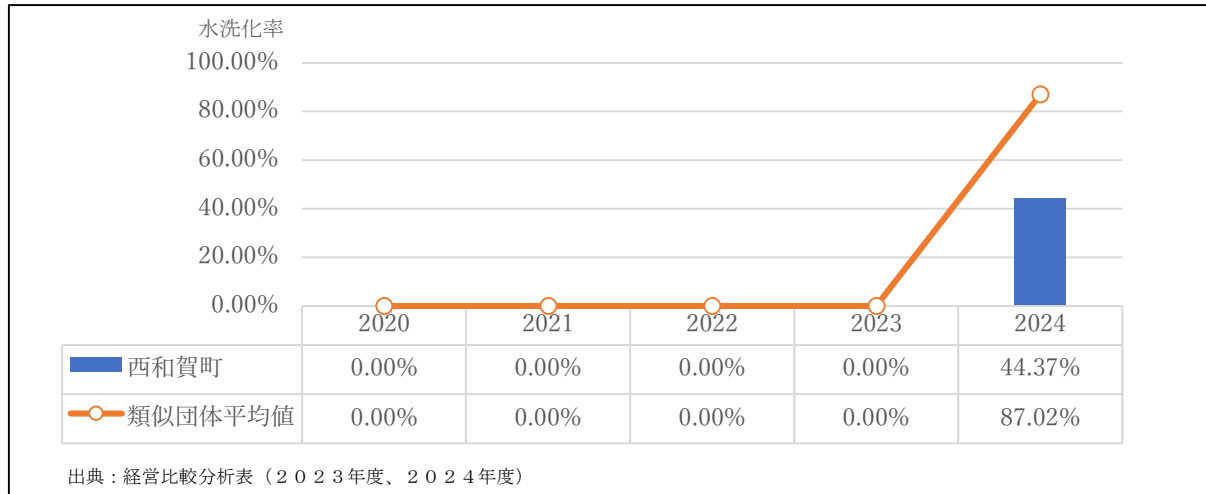


図3-3-10 水洗化率（特定地域生活排水処理）

⑦有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

本町は類似団体平均値よりも低くなっていますが、これは公営企業会計に移行した2024年度（令和6年度）が減価償却の初年度として算出されているため、実態より低い値となっているものです。

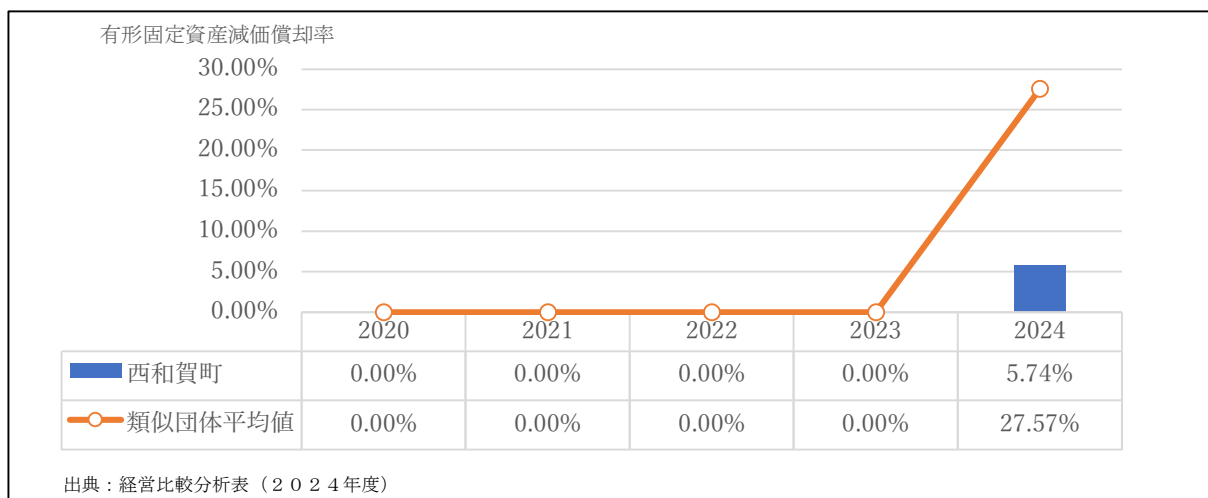


図3-3-11 有形固定資産減価償却率（特定地域生活排水処理）

3-4 処理区域内人口の予測

1) 行政区域内人口の予測

行政区域内人口の計画値は、下水道事業が単一の事業として他の計画や事業と無関係に計画・運営されるものではないことから、「第3期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2026年（令和8年）3月改定）に示された人口ビジョンに準じるものとする。

本町の行政区域内人口の推計結果は図3-4-1の通りであり、計画期間初年度の2026年度（令和8年度）における推計値は4,387人であるところ、計画期間最終年度の2035年度（令和17年度）には3,454人まで減少する見込みです。

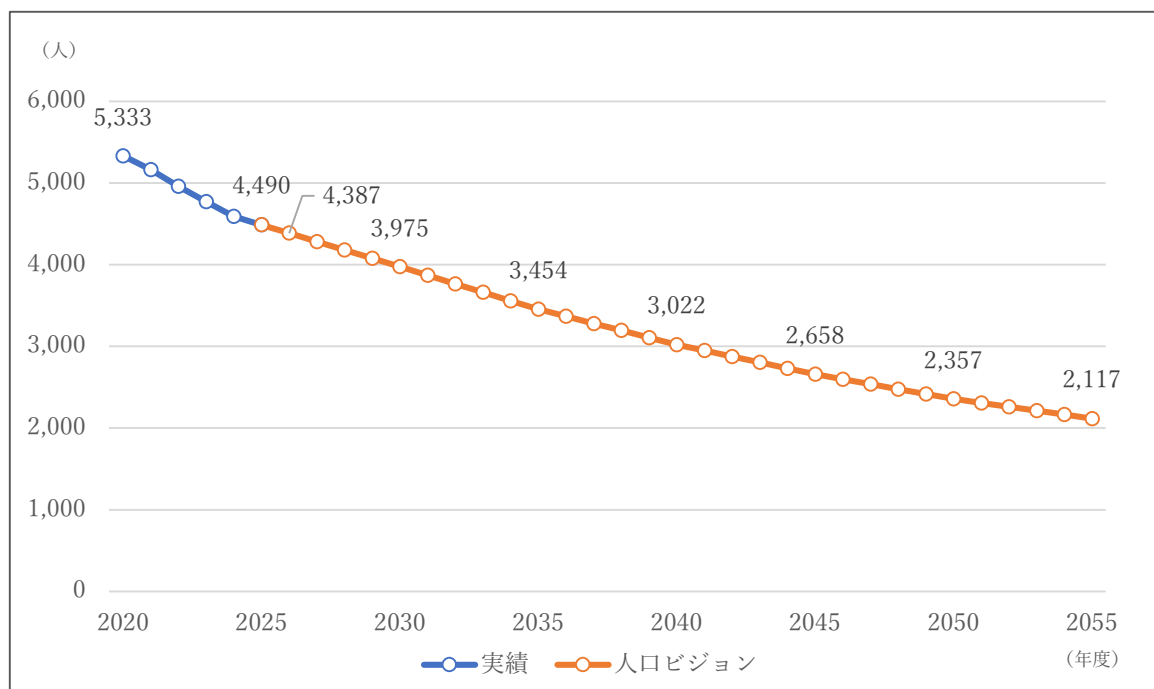


図3-4-1 行政区域内人口の推移と将来推計

2) 処理区域内人口及び水洗化人口の推計

処理区域内人口及び水洗化人口については、前述の行政区域内人口予測値に2024年度（令和6年度）における処理区域内人口実績値の割合を乗じて推計しました。

なお、特定地域生活排水処理事業においては、下水道使用料が設置浄化槽の入槽により定額制であるため、使用料収入は人口ではなく浄化槽設置世帯数によって変動することから、処理区域内世帯数及び浄化槽設置世帯数について推計しました。

推計手法については、処理区域内世帯数は過去10年間の平均増減率を2024年度における処理区域内世帯数実績値に乗じて算定し、浄化槽設置世帯数は処理区域内世帯数推計値に2024年度における処理区域内の浄化槽設置世帯数実績値の割合を乗じて推計しました。

特定環境保全公共下水道事業の処理区域内人口及び水洗化人口の推計結果は図3-4-2の通りであり、計画期間初年度の2026年度（令和8年度）における推計値は、処理区域内人口が3,111人、そのうち水洗化人口は2,704人であるところ、計画期間最終年度の2035年度（令和17年度）には、処理区域内人口が2,449人、そのうち水洗化人口は2,129人まで減少する見込みです。

農業集落排水事業の処理区域内人口及び水洗化人口の推計結果は図3-4-3の通りであり、計画期間初年度の2026年度における推計値は、処理区域内人口が309人、そのうち水洗化人口は250人であるところ、計画期間最終年度の2035年度には、処理区域内人口が244人、そのうち水洗化人口は197人まで減少する見込みです。

特定地域生活排水処理事業の処理区域内世帯数及び浄化槽設置世帯数の推計結果は図3-4-4の通りであり、計画期間初年度の2026年度における推計値は、処理区域内世帯数が430世帯、そのうち浄化槽設置世帯数は217世帯であるところ、計画期間最終年度の2035年度には、処理区域内世帯数が378世帯、そのうち浄化槽設置世帯数は191世帯まで減少する見込みです。

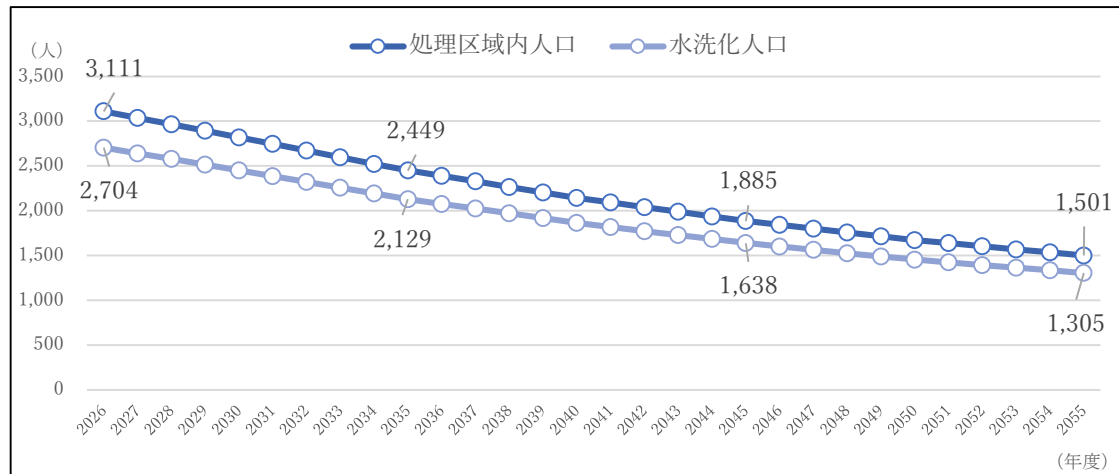


図 3-4-2 処理区域内人口及び水洗化人口の推計（特定環境保全公共下水道）

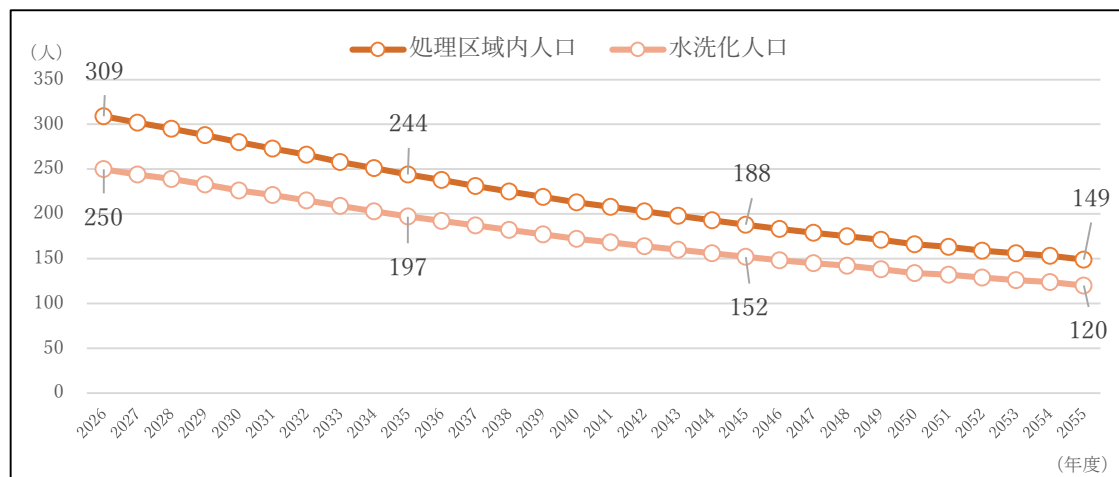


図 3-4-3 処理区域内人口及び水洗化人口の推計（農業集落排水）

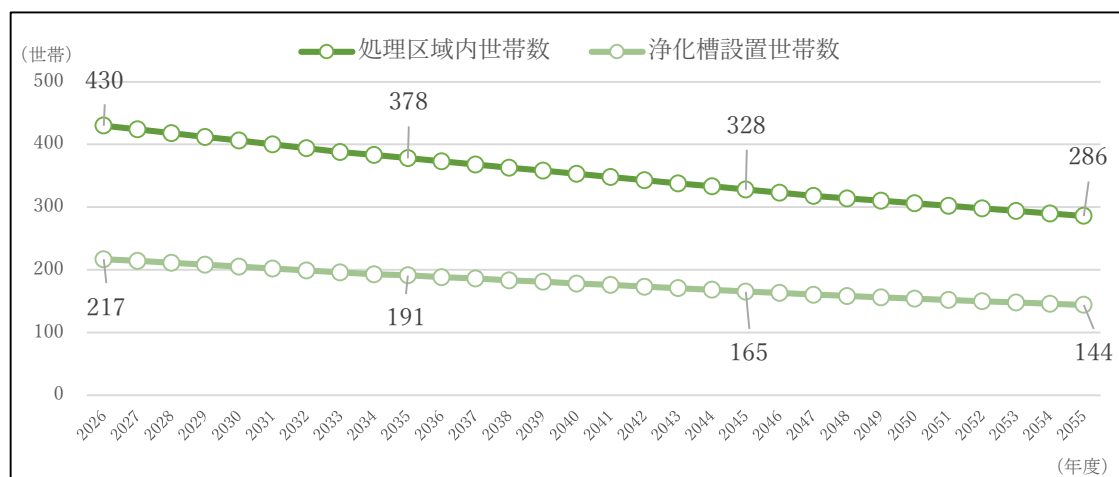


図 3-4-4 処理区域内世帯数及び浄化槽設置世帯数の推計（特定地域生活排水処理）

3-5 有収水量の予測

有収水量の予測は、年度によって1人当たりの日平均有収水量に増減のバラツキがあることから、過去10年間の1人日平均有収水量実績の平均値に、前述の水洗化人口推計値を乗じて推計しました。

特定環境保全公共下水道事業における年間有収水量の推計結果は図3-5-1の通りであり、計画期間初年度の2026年度（令和8年度）における推計値は271,315 m^3 であるところ、計画期間最終年度の2035年度（令和17年度）には213,621 m^3 まで減少する見込みです。

農業集落排水事業における年間有収水量の推計結果は図3-5-2の通りであり、計画期間初年度の2026年度における推計値は19,628 m^3 であるところ、計画期間最終年度の2035年度には15,467 m^3 まで減少する見込みです。

特定地域生活排水処理事業においては、下水道使用料が定額制で使用料収入は浄化槽設置世帯数によって変動することから、有収水量の推計は省略しています。

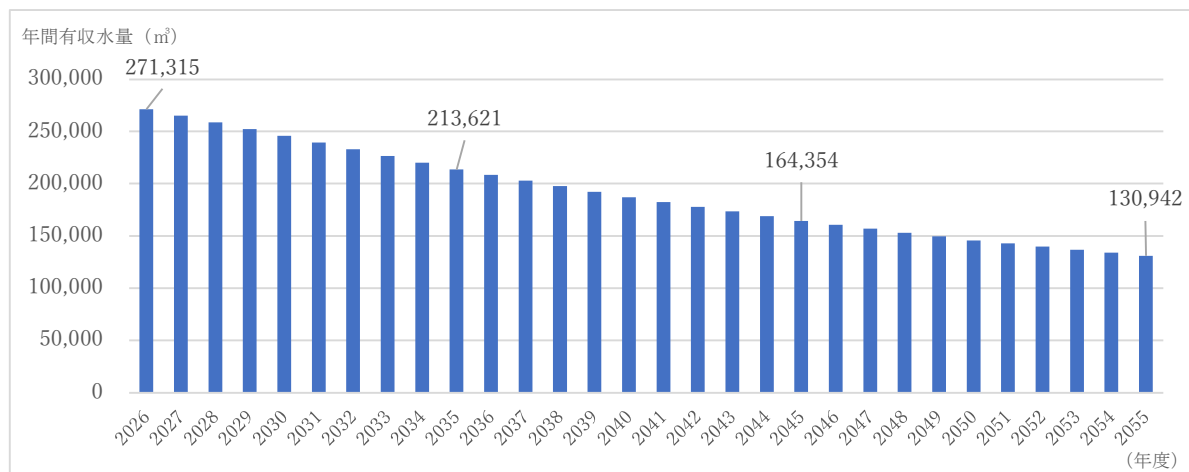


図3-5-1 年間有収水量の推計（特定環境保全公共下水道）

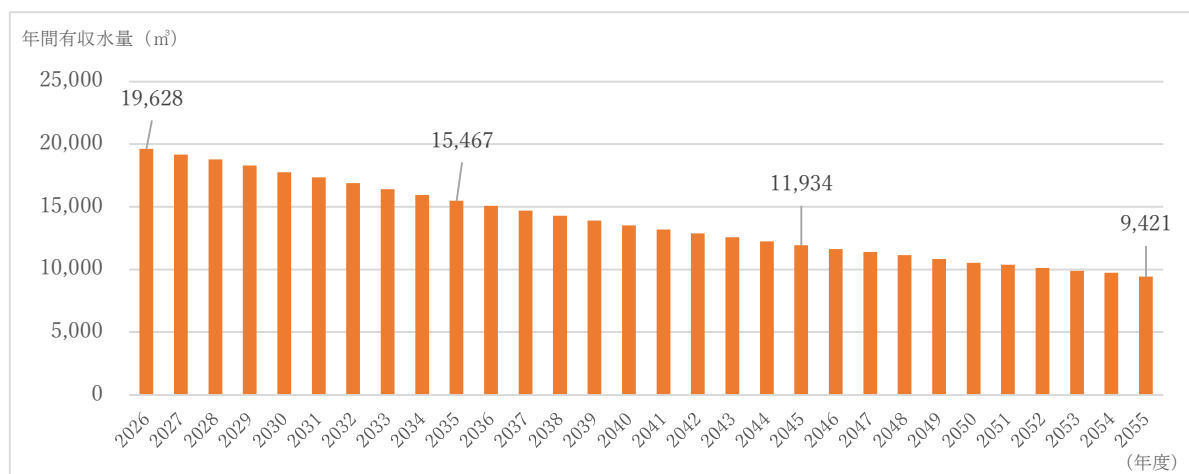


図3-5-2 年間有収水量の推計（農業集落排水）

3-6 使用料収入の見通し

1) 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料収入の予測は、2024年度（令和6年度）における使用料収入及び有収水量の実績値に基づく1㎡当たりの使用料単価（特定環境保全公共下水道：155.36円/㎡、農業集落排水事業：152.41円/㎡）に、前述の有収水量推計値を乗じて算出しました。

$$\text{使用料収入（円）} = \text{使用料単価（円/㎡）} \times \text{年間有収水量（㎡）}$$

特定環境保全公共下水道事業における使用料収入の推計結果は図3-6-1の通りであり、2025年度（令和7年度）の使用料収入に対して、計画期間最終年度の2035年度（令和17年度）には75.3%、20年後の2045年度（令和27年度）には57.9%にまで減少する見込みです。

農業集落排水事業における使用料収入の推計結果は図3-6-2の通りであり、2025年度（令和7年度）の使用料収入に対して、計画期間最終年度の2035年度には74.3%、20年後の2045年度には57.3%にまで減少する見込みです。

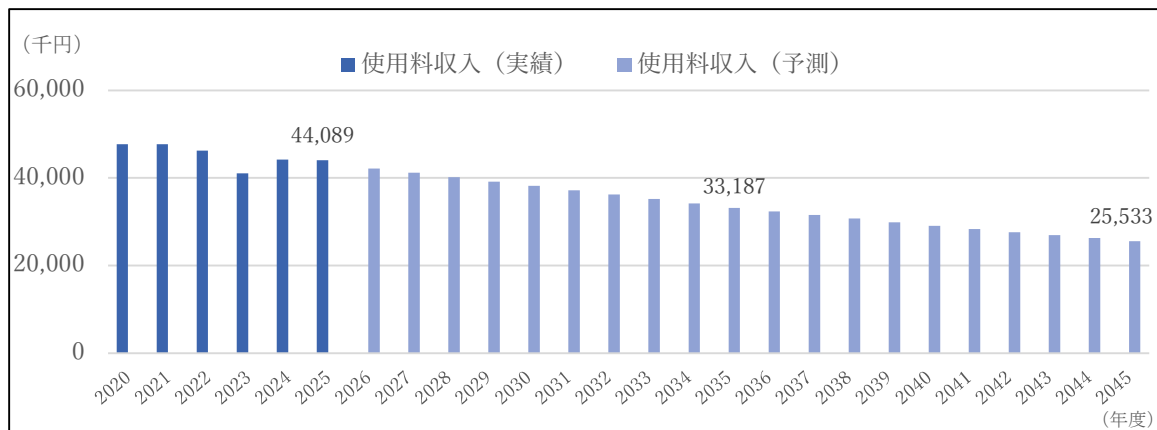


図3-6-1 使用料収入の推移と将来推計（特定環境保全公共下水道）

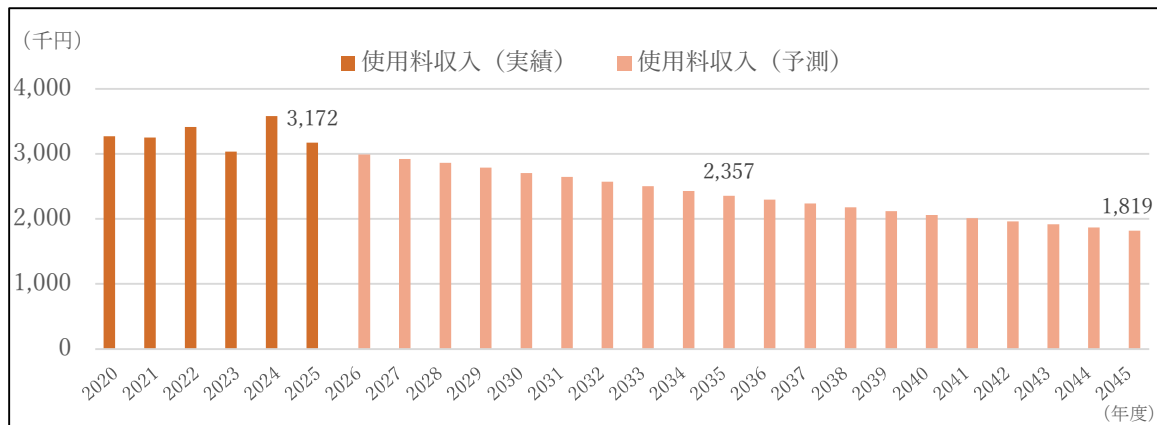


図3-6-2 使用料収入の推移と将来推計（農業集落排水）

2) 特定地域生活排水処理事業

特定地域生活排水処理事業の使用料収入の予測は、2024年度（令和6年度）における使用料収入及び浄化槽設置世帯数の実績値に基づく1世帯当たりの使用料単価（54,134.53円／世帯）に、前述の浄化槽設置世帯数推計値を乗じて算出しました。

$$\text{使用料収入（円）} = \text{使用料単価（円／世帯）} \times \text{浄化槽設置世帯数（世帯）}$$

特定地域生活排水処理事業における使用料収入の推計結果は図3-6-3の通りであり、2025年度（令和7年度）の使用料収入に対して、計画期間最終年度の2035年度（令和17年度）には85.6%、20年後の2045年度（令和27年度）には73.9%にまで減少する見込みです。



図3-6-3 使用料収入の推移と将来推計（特定地域生活排水処理）

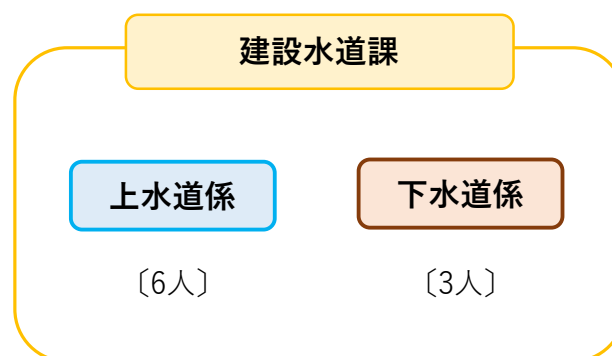
3-7 施設の見通し

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の3事業ともに供用開始から22年が経過しています。そのため、法定耐用年数が7～15年である機械・電気設備については、大半の設備が耐用年数を超過しているため、ストックマネジメント計画や最適整備構想に基づき、適正な管理や修繕を実施することで設備の長寿命化を図ることにより設備投資の増加を抑制するとともに、設備の劣化状況や重要度を踏まえて優先順位を付け、計画的な設備更新を実施します。

また、特定環境保全公共下水道事業では沢内処理区を湯田処理区に接続して統合することにより、概ね10年後には沢内浄化センターを廃止する予定としています。さらに、農業集落排水事業においても、北川舟地区を沢内処理区に接続して特定環境保全公共下水道事業に統合することにより、概ね15年後には北川舟浄化センターの廃止を予定しています。

3-8 組織の見通し

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の3事業を、建設水道課で運営する現在の組織体制が続くことを想定しています。



- 水道事業と下水道事業に従事する職員は、相互に連携する体制とし業務の効率化を図ります。
- 災害発生時には、少ない職員体制をカバーするため、庁内の下水道事業の実務経験者の支援体制を講じます。

第4章 経営の基本方針

4-1 基本方針

本町では、近年の産業活動の変化や、生活様式の都市化に伴い、町民の生活環境及び自然環境に対する意識が高まっているとともに、町の中心部より下流には湯田ダム（錦秋湖）を抱えており、その水質汚濁防止や自然保護の面から適正な污水处理の推進が求められています。

このようなことから、町民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、生活環境及び自然環境の保全を図るものとします。

4-2 経営方針

1) 持続的運営

①特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業

効率的な運営により経営の健全化に努めるとともに、適切な施設管理により施設を保持し、持続的なサービスを提供していきます。

②特定地域生活排水処理事業

これまでの建設投資に伴う公債費の負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられています。限られた財政の中、効率的な運営により経営の健全化に努めるとともに、適切な施設管理により施設を保持し、持続的なサービスを提供していきます。

2) 水洗化率の向上

①特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業

全体的に人口減少が進むことが予測される中、当然、処理人口の減に伴う料金収入の減少が見込まれ、それに対し、経年劣化等に伴い施設の維持管理費が増となるなど、経営的には非常に厳しい状況になってくることが予測されます。

両事業ともに処理区域における施設整備は概成しており、今後は未接続者の接続に向けた取組みが重要となってくることから、未接続者に対し設置に向けた意識の向上に努め、接続者の確保を図ります。

②特定地域生活排水処理事業

浄化槽の水洗化率は、浄化槽市町村整備推進事業により合併処理浄化槽の設置が進み、年々上昇傾向にありますが、人口減少等により処理世帯数の減少も推測されることから、施設の維持管理費を料金収入で賄うことが年々厳しくなってくると予測されます。

今後も水洗化率の向上に向け、浄化槽市町村整備推進事業を積極的に活用するとともに、未設置者に対し設置に向けた意識の向上に努め、設置者の確保を図ります。

3) 危機管理の強化

災害発生時における危機管理体制を強化し、下水道施設の機能維持・早期復旧に努めます。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

5-1 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）は巻末、様式第2号のとおりです。

5-2 計画策定にあたっての説明

1) 収支計画のうち投資についての説明

目標	汚水処理場等の耐用年数を超過する機械・電気設備を中心に更新工事を実施し、適切な維持管理に努め、予防保全の対策により施設の長寿命化を図っていきます。また、特定地域生活排水処理事業については、普及率の向上に努め、毎年定期的に整備を進めていきます。
----	---

① 特定環境保全公共下水道事業に関する事項

ストックマネジメント計画に基づき、処理場やマンホールポンプ場の機械・電気設備の更新を行うとともに、マンホール本体・蓋の腐食箇所について改築・修繕を行う予定です。

また、沢内処理区について、湯田処理区への統合を計画しています。2027年度（令和9年度）に下水道事業計画の変更業務、翌年度には詳細設計業務を委託し、2029年度（令和11年度）から2033年度（令和15年度）の5ヵ年で建設工事を行う予定です。

更に、農業集落排水事業の北川舟地区を沢内処理区へ接続するために、2033年度に下水道事業計画の変更業務、翌年度には詳細設計業務を委託し、2035年度（令和17年度）から2037年度（令和19年度）の3ヵ年で建設工事を行う予定です。

② 農業集落排水事業に関する事項

北川舟地区を沢内処理区に接続して、特定環境保全公共下水道事業に統合する予定です。統合時期は、本経営戦略の計画策定期間後を予定しており、それまで機械・電気設備は事後保全での修繕を基本とし、修繕での対応ができない場合のみ必要最小限の更新を行う方針としています。

③ 特定地域生活排水処理事業に関する事項

本町の整備基本方針より、毎年5基の整備計画としています。

2) 収支計画のうち財源についての説明

目標	安定した経営のため、経常収支比率100%以上と一般会計からの基準外繰入の削減を目標とします。建設改良費の財源は国庫補助金を活用します。また、企業債は世代間の公平性を図る効果がありますが、将来の利用者に過度な負担とならないよう配慮した借入を行います。
----	--

① 使用料収入に関する事項

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、2024年度（令和6年度）における使用料収入及び有収水量の実績値に基づく1 m³当たりの使用料単価（特環：155.36円、農集：152.41円）に対し、2027年（令和9年）7月、2031年（令和13年）7月、2035年（令和17年）7月に、それぞれ30%の使用料改定を想定します。

特定地域生活排水処理事業においては、2024年度における使用料収入及び水洗化世帯数の実績値に基づく1世帯当たりの使用料収入54,134.53円に対し、2035年7月に30%の使用料改定を想定します。

② 企業債に関する事項

企業債の発行は、建設改良に係る企業債及び資本費平準化債であり、建設改良に係る企業債については建設改良費の50%相当額の企業債を以下の条件に基づき、建設改良費支出年度に発行する計画としています。

【起債条件】

○建設改良債：建物および構築物

- ・ 償還年限：30年
- ・ 据置期間：5年間
- ・ 借入利率：地方公共団体金融機構の基準金利（2.7%）を採用
- ・ 返済方法：元利均等返済

○建設改良債：機械装置

- ・ 償還年限：15年
- ・ 据置期間：なし
- ・ 借入利率：地方公共団体金融機構の基準金利（1.8%）を採用
- ・ 返済方法：元利均等返済

○資本費平準化債

- ・ 償還年限：15年
- ・ 据置期間：なし
- ・ 借入利率：地方公共団体金融機構の基準金利（1.8%）を採用
- ・ 返済方法：元利均等返済

③ 繰入金に関する事項

繰入金の試算にあたっては、基準内繰入金と基準外繰入金に区別して試算しています。

前者の基準内繰入金は、令和7年4月1日の総務副大臣通知「令和7年度の地方公営企業繰出金（通知）」に基づく繰入金を本通知記載の算定式に基づき試算しています。

後者の基準外繰入金は、収支均衡となるよう繰入額を試算しています。

3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

① 職員給与費に関する事項

2024年度（令和6年度）の実績額を基準に、人事院公表資料「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み（令和7年8月）」より、2020年度（令和2年度）から2024年度の平均値0.92%をベースアップ率として加味し試算しています。

② 動力費に関する事項

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの過去5年間における動力費の実績平均額に、汚水処理水量増減率及び物価上昇率を乗じて試算しています。

汚水処理水量増減率は、年度により増減のバラツキがあることから、過去10年間の1人日平均処理汚水量実績の平均値に、水洗化人口推計値を乗じて算出した汚水処理水量推計値をもとに試算しています。

また、物価上昇率は2022年度（令和4年度）に大きく上昇し、2023年度（令和5年度）には若干下がったものの、今後しばらくは物価上昇が続くものと想定し、計画期間中の物価指数は2020年度から2024年度の平均値（消費者物価指数：2020年基準の全国総合消費者物価指数の年度平均値）「1.82%」を採用しています。

特定地域生活排水処理事業においては、2020年度から2024年度までの過去5年間における動力費の実績平均額に、水洗化世帯増減率及び物価上昇率を乗じて試算しています。

③ 修繕費及び材料費に関する事項

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、2020年度から2024年度までの過去5年間における修繕費及び材料費の実績平均額に、物価上昇率を乗じて試算しています。

特定地域生活排水処理事業においては、2020年度から2024年度までの過去5年間における修繕費及び材料費の実績平均額に、水洗化世帯増減率及び物価上昇率を乗じて試算しています。

④ その他経費（光熱水費、通信運搬費、委託料、路面復旧費）に関する事項

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、2020年度から2024年度までの過去5年間における各経費の実績平均額に、物価上昇率を乗じて試算しています。

特定地域生活排水処理事業においては、2020年度から2024年度までの過去5年間における各経費の実績平均額に、水洗化世帯増減率及び物価上昇率を乗じて試算しています。

５－３ 使用料水準改定シミュレーション

１）シミュレーションの前提

本章における使用料水準の見直しシミュレーションは、現状及び今後の投資・財政計画に基づき、試算上で計画されたものであり、この試算をもって使用料改定を行うものではありません。

今後、実際の経営状況等を総合的に判断しながら、使用料改定率やその時期について更なる審議を経て方針を決定します。

本経営戦略における使用料水準の見直しシミュレーションは、２０２５年度（令和７年度）に実施した水道料金の改定率を参考として経費回収率の向上を図るものとし、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業において、２０２７年（令和９年）７月、２０３１年（令和１３年）７月、２０３５年（令和１７年）７月に、それぞれ３０％の使用料改定を想定します。

特定地域生活排水処理事業については、後頁の図５－３－６より使用料改定を行わなくとも基準外繰入金は発生しない見込みですが、老朽化に伴い今後、修繕費等の維持管理費の増加が予想されるため、経費回収率の向上を目的として、２０３５年（令和１７年）７月に３０％の使用料改定を想定します。

２）使用料水準の改定率（シミュレーション）

本町の特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の健全化を図るため、段階的に使用料水準の改定を行った場合の収支見通しは以下のとおりです。なお、２０２５年度（令和７年度）の数値は決算見込み額となります。

表５－３－１ 使用料水準の改定率（シミュレーション）

年 度	改 定 率		
	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業
２０２７年７月 (令和９年７月)	改定率３０％	改定率３０％	—
２０３１年７月 (令和１３年７月)	改定率３０％	改定率３０％	—
２０３５年７月 (令和１７年７月)	改定率３０％	改定率３０％	改定率３０％

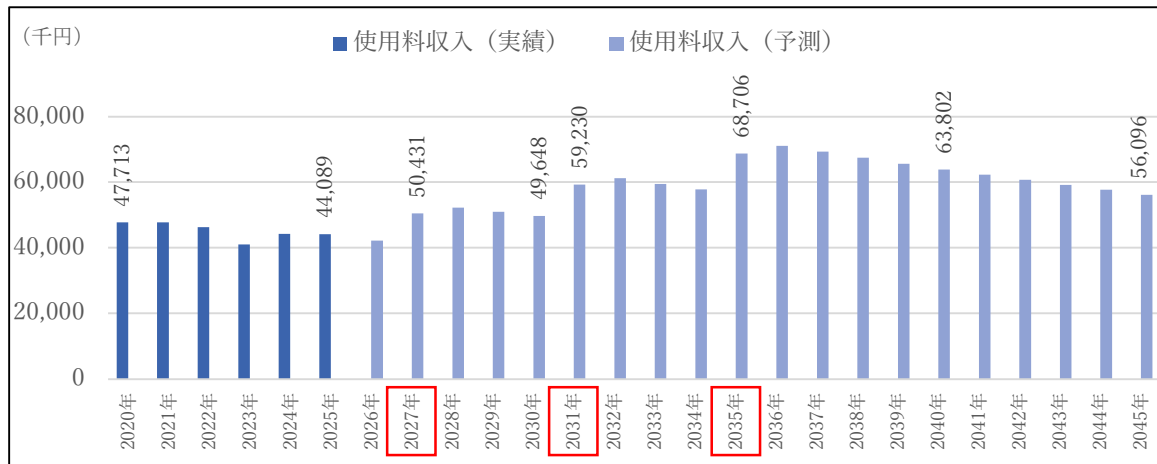


図 5-3-1 使用料収入の見通し（特定環境保全公共下水道事業）
【使用料水準を改定し事業運営を行った場合】

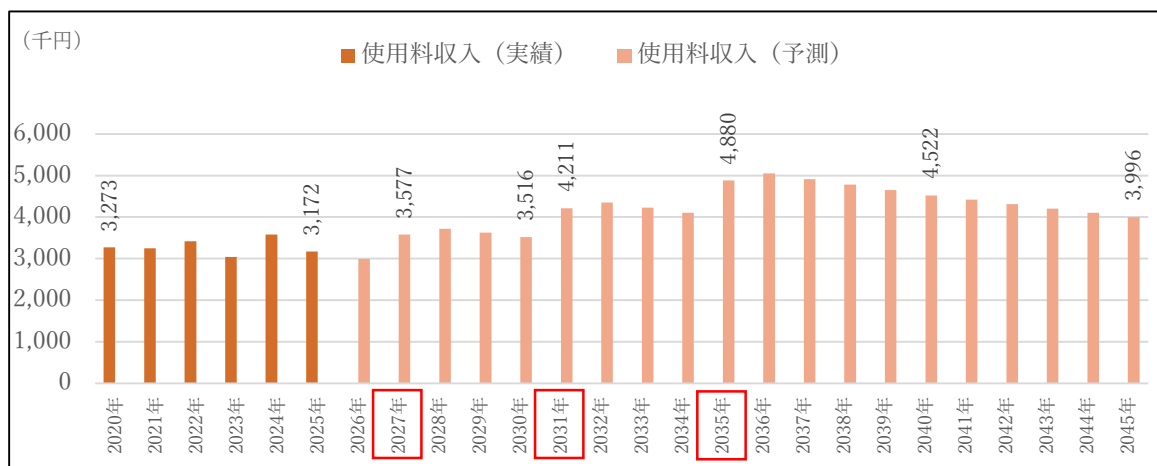


図 5-3-2 使用料収入の見通し（農業集落排水事業）
【使用料水準を改定し事業運営を行った場合】

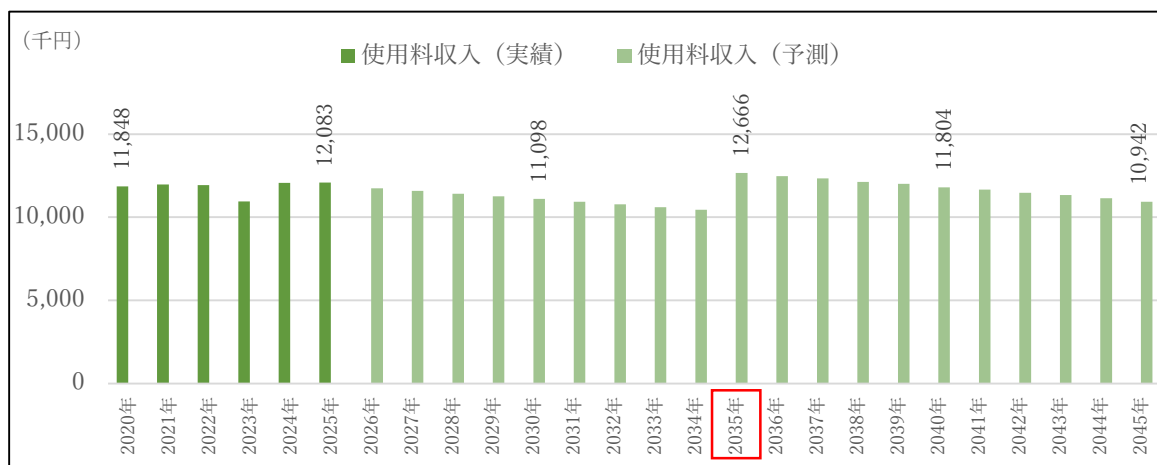


図 5-3-3 使用料収入の見通し（特定地域生活排水処理事業）
【使用料水準を改定し事業運営を行った場合】

3) 他会計補助金の見通し（シミュレーション）

使用料水準の改定を段階的に実施した場合における、営業外収益として計上される基準外繰入に係る他会計補助金の見通しは以下のとおりです。

当該基準外繰入の他会計補助金は、赤字を補てんするために一般会計から繰り入れられる、総務省公表の繰出通知に基づかない基準外繰入金になります。基準外繰入金は、交付税措置されないため、当該値が増加していく場合、その分、一般会計側の財政を悪化させる要因となります。

この点、使用料水準の改定を行うことで、使用料収入が増加することになり、その分、赤字額が各事業ともに減少するため、下図のとおり、基準外繰入金となる他会計補助金も減少することが見込まれます。

なお、特定地域生活排水処理事業においては、使用料水準の改定を実施しなくても基準外繰入金は発生しない見込みです。

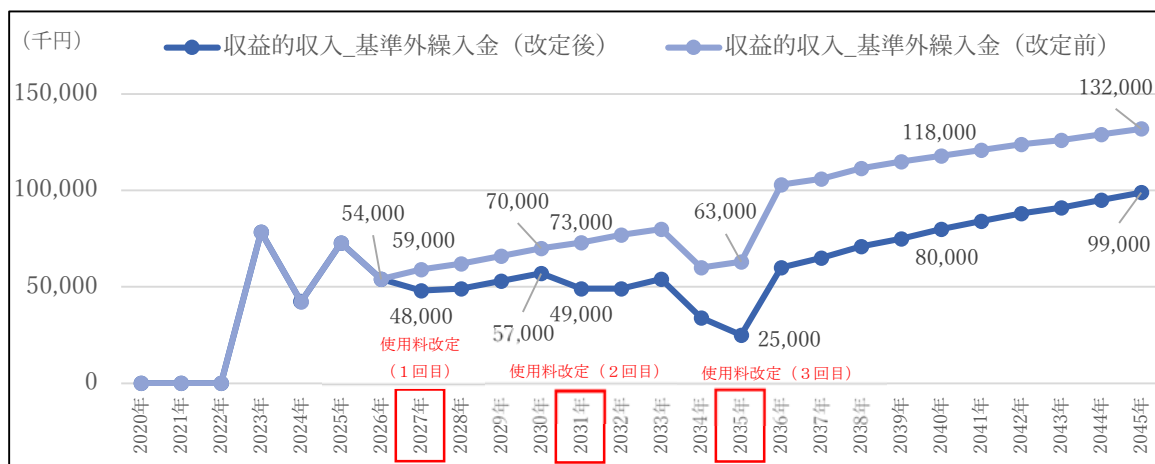


図 5-3-4 営業外収益_他会計補助金の見通し（特定環境保全公共下水道事業）
【使用料水準を改定し事業運営を行った場合】

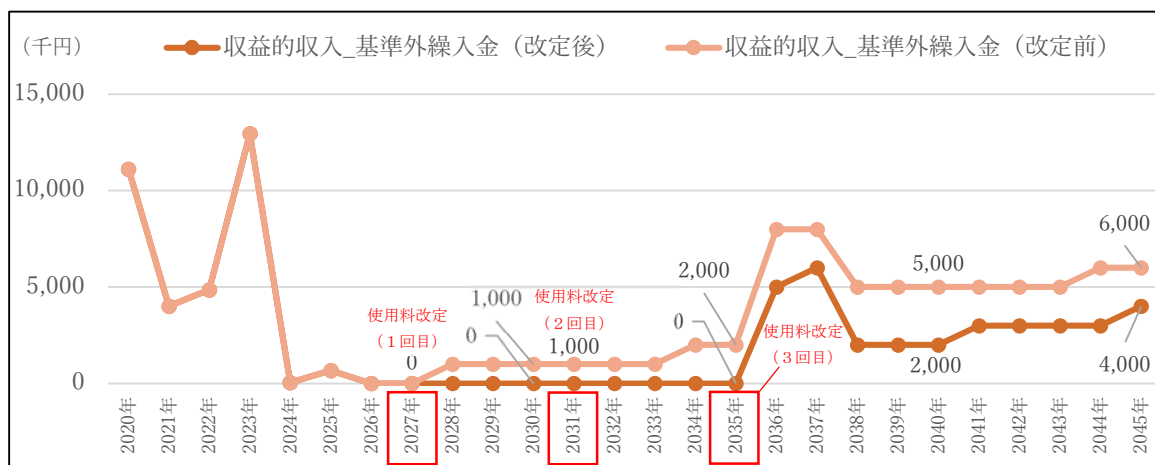


図 5-3-5 営業外収益_他会計補助金の見通し（農業集落排水事業）
【使用料水準を改定し事業運営を行った場合】

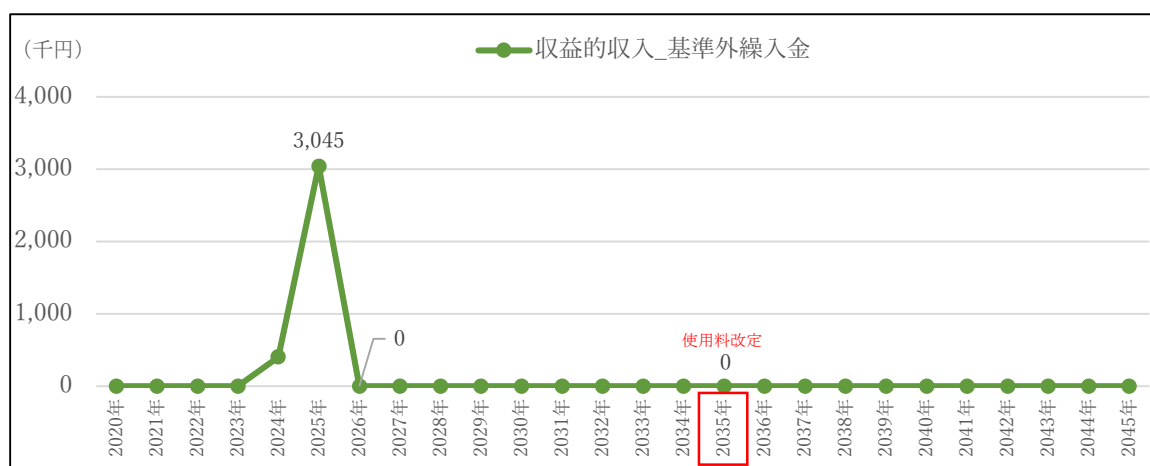


図 5 - 3 - 6 営業外収益_他会計補助金の見通し（特定地域生活排水処理事業）
【使用料水準を改定せずに事業運営を行った場合】

5-4 計画に未反映の取組や今後の検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	特定環境保全公共下水道事業について、沢内処理区を湯田処理区への統合を計画しています。また、農業集落排水事業について、北川舟地区を沢内処理区に接続し、特定環境保全公共下水道事業に統合する予定です。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画などを基にしながら、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI)	小規模事業体はPPP及びPFIの導入は困難な状況にありますが、小規模事業体の取組事例など情報収集に努めます。
その他の取組	国の動向や他自治体の状況を注視し、必要に応じて検討を進めます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	2027年度(令和9年度)、2031年度(令和13年度)、2035年度(令和17年度)に料金改定を予定しています。
資産活用による収入増加の取組について	現状、特に取組は行っていないませんが、発生汚泥の肥料化や、エネルギーの再利用について、情報収集に努めます。
その他の取組	国の動向や他自治体の状況を注視し、必要に応じて検討を進めます。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在実施している民間委託を継続しながら、新たな制度や取組により更なる民間活力の活用、導入について検討します。
職員給与費に関する事項	事務事業等の見直しを図り、職員の適正配置等を検討します。
動力費に関する事項	今後も更なる効率的な運用を図るとともに、必要に応じて修繕や更新等により削減に努めます。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施などにより経費節減に取り組んでいますが、包括的民間委託等によりコスト削減が可能か検討します。

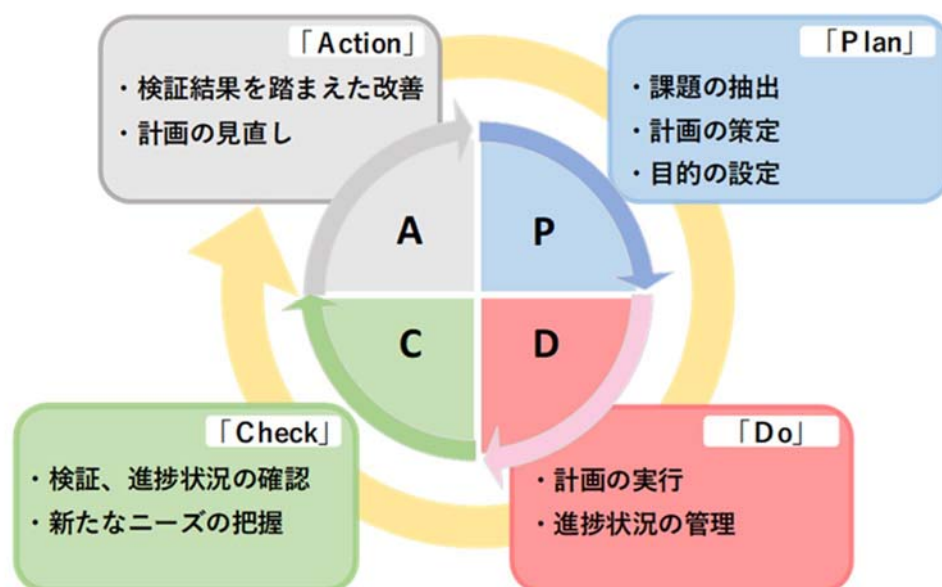
修繕費に関する事項	機械・電気設備に関しては保全計画に基づいて修繕を実施していますが、今後は機械・電気設備や管渠の改築・修繕が増加してくるため、建設改良工事計画との整合を図りながら計画的に修繕工事を行います。
委託費に関する事項	現在まで実施している民間委託を継続しながら、新たな制度や取組により更なる民間活力の活用、導入について検討します。
その他の取組	広報により水洗化の促進に取り組んでいます。が、今後はホームページによる周知や情報公開を行い、更に水洗化率の向上に努めます。

5-5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

計画を見直す際には、『計画の策定（Plan）～事業の推進（Do）～達成状況の確認（Check）～改善策の検討（Action）』の連鎖である「PDCA マネジメントサイクル」を実施することが重要です。

このサイクルにより、本町の財政状況や社会情勢の変化を定期的に分析し、状況に応じて経営方針を適宜見直します。また、投資・財政計画（収支計画）については、毎年度進捗管理を行うとともに、5年ごとに見直しを行うことにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。

なお、経営状況の変化に応じて必要と判断される場合は、5年を待たず、適宜見直しを実施することとします。



投資・財政計画(収支計画)
(特定環境保全公共下水道事業)

[illegible]

○他会計繰入金

[illegible]

- 48 -

投資・財政計画(収支計画)
(特定地域生活排水処理事業)

区分		年度 (単位:千円, %)												
		前々年度 〔(決算)〕	前年度 〔決算〕	R8 2026年度	R9 2027年度	R10 2028年度	R11 2029年度	R12 2030年度	R13 2031年度	R14 2032年度	R15 2033年度	R16 2034年度	R17 2035年度	
収益	1. 営業収益	(A)	12,072	12,083	11,749	11,586	11,424	11,262	11,099	10,937	10,774	10,612	10,450	12,668
	(1) 売上収益	(B)	12,072	12,083	11,747	11,585	11,422	11,260	11,098	10,935	10,773	10,610	10,448	12,666
	(2) 受託工事収益		0	0										
益	(3) その他		0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2. 営業補		6,483	10,487	12,986	14,655	16,298	17,916	19,506	20,991	21,944	22,681	23,374	21,475
	(1) 補助金		970	3,614	6,081	7,520	8,933	10,321	11,681	13,019	14,030	14,884	15,745	14,261
収	他会計補助金		970	3,614	6,081	7,520	8,933	10,321	11,681	13,019	14,030	14,884	15,745	14,261
	その他補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長期前受金戻入		5,501	6,871	6,904	7,134	7,365	7,595	7,825	7,973	7,914	7,796	7,629	7,215
入	(2) 長期前受金戻入		5,501	6,871	6,904	7,134	7,365	7,595	7,825	7,973	7,914	7,796	7,629	7,215
	(3) その他		12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入	(C)	18,555	22,570	24,734	26,241	27,722	29,178	30,606	31,928	32,718	33,292	33,823	34,143
的	1. 営業費用		20,741	23,662	21,492	22,773	24,054	25,333	26,613	27,817	28,560	29,130	29,678	30,050
	(1) 職員給与		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基本給		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収	退職給付		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経費		7,931	10,769	7,913	7,830	7,747	7,663	7,579	7,494	7,410	7,325	7,240	7,191
支	動力費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修繕費		576	500	544	547	549	551	553	554	556	558	559	563
	材料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出	その他		7,355	10,269	7,369	7,284	7,199	7,112	7,026	6,940	6,854	6,768	6,680	6,628
	(3) 減価償却費		12,810	12,893	13,579	14,943	16,306	17,670	19,034	20,322	21,150	21,805	22,438	22,858
	2. 営業外費用		2,791	2,059	1,940	2,167	2,367	2,543	2,691	2,817	2,918	2,994	3,050	3,094
支	(1) 支払利息		1,896	1,859	1,940	2,167	2,367	2,543	2,691	2,817	2,918	2,994	3,050	3,094
	(2) その他		895	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出	(D)	23,532	25,721	23,433	24,940	26,421	27,876	29,304	30,634	31,478	32,124	32,728	33,144
経	常損	(E)	-4,977	-3,151	1,302	1,302	1,302	1,302	1,302	1,295	1,241	1,169	1,096	1,000
	特別損失	(F)	0	0										
	特別損	(G)	0	0										
特	別損	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益	(F)-(G)	0	0										
	当年度純利益(又は純損失)	(E)-(F)	-4,977	-3,151	1,302	1,302	1,302	1,302	1,302	1,295	1,241	1,169	1,096	1,000
流	繰越利益剰余金又は累積欠損金	(I)	-4,977	-8,762	-7,460	-6,159	-4,857	-3,556	-2,254	-959	281	1,450	2,545	3,545
	流動		6,863	9,964	11,195	12,403	13,311	13,735	13,935	13,960	13,485	12,353	11,238	9,976
	うち未収金		413	0	413	413	413	413	413	413	413	413	413	413
流	負債	(K)	7,470	7,881	10,055	11,488	13,104	14,463	15,772	17,105	18,461	19,173	20,057	20,826
	うち建設改良費		6,290	6,672	8,875	10,308	11,924	13,283	14,592	15,925	17,281	17,993	18,877	19,646
	うち一時借入金		0	0										
累	うち未払金		1,180	0	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
	積欠損金比率	(I)/(A)×100)	41	73	63	53	43	32	20	9	0	0	0	0
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資	金不足額													
	営業収益－受託工事収益	(A)-(B)	12,072	12,083	11,749	11,586	11,424	11,262	11,099	10,937	10,774	10,612	10,450	12,668
	資金不足率	((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健	全化法施行令第6条により算定した	(N)												
	健全化法施行規則第6条に規定する	(O)												
	健全化法施行令第17条により算定した	(P)												
健	全化法第22条により算定した	((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資金不足率													

投資・財政計画(収支計画)
(特定地域生活排水処理事業)

(単位:千円、%)														
区 分		年 度												
		前々年度 〔(決 算)〕	前年度 〔 決 算 込 〕	R8 2026年度	R9 2027年度	R10 2028年度	R11 2029年度	R12 2030年度	R13 2031年度	R14 2032年度	R15 2033年度	R16 2034年度	R17 2035年度	
資本的収入	資本的収入	1. 企業標準化債権	2,400	9,800	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700
		うち資本費平準化債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	5,989	6,015	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計負担金												
	資本的支出	5. 他会計借入金												
		6. 国(都道府県)補助金	464	1,493	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金	97	315	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
		9. その他	500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(A)のうちに翌年度へ繰り越される支出の財源充当額		9,450	18,123	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	
資本的支出	資本的支出	(B)												
		1. 建設改良費	9,450	18,123	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
		うち職員給与費	2,970	11,337	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
		2. 企業債償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計長期借入返還金	5,989	6,291	7,248	8,875	10,308	11,924	13,283	14,592	15,925	17,281	17,993	18,877
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	4. 他会計への支出金												
		5. その他	147	495	30	30	31	32	32	33	33	34	35	35
		(D)	9,106	18,123	29,778	31,406	32,839	34,456	35,815	37,125	38,458	39,815	40,527	41,412
		(E)	0	0	7,278	8,906	10,339	11,956	13,315	14,625	15,958	17,315	18,027	18,912
		1. 損益勘定留保資金	0	0	6,675	7,808	8,942	10,075	11,208	12,350	13,236	14,008	14,810	15,643
補填財源	補填財源	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰越工事資金												
		4. その他	0	0	603	1,098	1,397	1,881	2,106	2,275	2,722	3,307	3,218	3,269
		(F)	0	0	7,278	8,906	10,339	11,956	13,315	14,625	15,958	17,315	18,027	18,912
		補填財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金残高	(G)												
		企業債残高(H)	149,987	153,496	165,524	175,934	184,922	192,304	198,339	203,077	206,492	208,563	209,933	210,431
		(H)												
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額												
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額												

○他会計繰入金

区 分		年 度	(決 算)											
			前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	R8 2026年度	R9 2027年度	R10 2028年度	R11 2029年度	R12 2030年度	R13 2031年度	R14 2032年度	R15 2033年度	R16 2034年度	R17 2035年度
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金		970	3,614	6,081	7,520	8,933	10,321	11,681	13,019	14,030	14,884	15,745	14,261
	うち 基 準 外 繰 入 金		569	569	6,081	7,520	8,933	10,321	11,681	13,019	14,030	14,884	15,745	14,261
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金		5,989	6,015	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金		1,766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金		4,223	6,015	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			6,959	9,629	6,081	7,520	8,933	10,321	11,681	13,019	14,030	14,884	15,745	14,261